

午前10時3分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、7番 東 重弘君からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において20番 西浦 修君、22番 林 治君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、4番 市道浩高君の質問を許可いたします。市道君。

4番（市道浩高君） おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきました清和会の市道でございます。平成12年第3回定例会におきまして一般質問の機会を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。昨日までの先輩や同僚議員と質問が重複するやもしれませんが、そのときは御了承願いたいと思います。

まだまだ不況が続く本市におきましても、非常に厳しい財政の中で、市民ニーズの酌み上げも難しいことではあると思いますが、行政と市議会が相互に協力し、この難局を乗り越えていかなければならないと考えています。私も市議会の一員として、市民ニーズに十分こたえていけるよう努力してまいりたいと思います。

大綱第1点目は、教育問題についてお尋ねいたします。

現在の学校には、生徒指導上の問題行動を初めとするもろもろの教育課題が存在し、学校のみの問題でなく、広く広域社会全体の問題になっているという状況があります。これらの問題の根本には、社会の変化やそれに伴う個人の価値観の多様化の中、学校教育に対する保護者や地域の要望も多様化し、その変化や要望に学校が十分こたえられないこと、また学校側からしても、保護者や地

域の人々に学校の教育方針を十分に理解をさし得ていないところにあると思います。

この学校の教育方針の根本となる法規として教育基本法があります。この教育基本法は、日本国憲法の理想を追求し、民主主義を実現するための教育の重要性にかんがみ、昭和22年に公布、施行されたものであります。

すべての教育活動は、この教育基本法の理念に基づいて実施されているわけではありますが、この教育基本法を受けて、泉南市の教育基本方針も制定されているわけであり、この基本方針に基づいて各学校に教育方針があるはずであります。この泉南市の教育基本方針が学校に徹底され、それに基づいた学校での教育活動が実施されるとするならば、少しは教育問題に対する混乱が解消されるのではないかと考えます。

そこで、お尋ねいたします。本市における教育方針について、その内容をお示してください。

2点目として、学校施設に対する考え方と、来年度におけるプールの一般開放に対してお尋ねいたします。プールに対しては、教育委員会の方でもいろいろと考えておられると思いますが、私の案としては、財政的なことも考えまして、今の11のプールを半分のグループに分け、交代制で運営できれば、倍に近い日数が運営できると思うのですが、いかがなものでしょう。

大綱2点目のまちづくりについて質問いたしたいと思います。

我が国の経済社会の大きく変化する中で、泉州地域も大きな変化に見舞われています。関西国際空港の開港、広域幹線道路、鉄道等、関連する都市基盤整備が推進され、都市構造も変化しつつあるところでありますが、経済社会の変化、都市構造の変化、行政環境の変化等、これらの変化によりさまざまな行政課題が内包されてきており、そういった課題に的確に対応していくことが、行政に課せられた大きな課題であり目的であると私は考えているところであります。

繊維産業を中心とした地場産業は、長らくの構造不況とアジア諸国を初めとした国際的分業が進む中で、衰退の一途をたどるところであり、地域活性化を目指したグローバルな視点に立った産業

振興対策が求められている。また、平成6年に関西国際空港が開港し、主要な都市基盤施設や拠点整備がなされてきている。

こうした中で、よりビジネスの機会、国際的な人々の交流でにぎわう活力あるまちづくりの形成の基盤は着実に構築しつつあるものの、しかしながら、自治体の財政の厳しい状況下のもとでは、そのスピードも遅く、対応のおくれの指摘や計画そのものの変革等が求められているところであり、そのため、地方分権、広域行政への推進等、時代の変化をとらえながら、地域連携の方向を探っていく必要があるという視点に立ち、地域の特性を生かした個性あるまちづくりに取り組んでいかなければならないと私は考えているところであり、

そこで、先般市街化の拡大に伴い、その土地利用に応じた規制、誘導していく手法として、地区計画制度の導入がされ、今議会にも条例が提案されていますが、今後もまちづくりの整備手法としてこの地区計画を検討していかれるのか。また、地区計画制度は、整備手法として地区の特性に応じたまちづくりが図れるのか、その辺について御答弁を求めます。

地場産業の振興という面からは、やはり繊維業のことについてお伺いいたします。一時期は機械をとめる間も惜しんで回し続けていた繊維業界も、不況続きの今では大半が廃業であったり転業しているのが実情ではないかと思うのですが、本市における実態調査については今どのようになっているのか、お示してください。

また、行政側が何かしらの支援を出せる方法はないのでしょうか。そうでなくとも、今運営されている社長の中には、できるだけ節約をしても、なおかつ切迫した経営状態が続いて、何とかならないですかという言葉もよく耳にしますが、行政としてはどのような考えをお持ちなのか、お聞かせください。

次に、住民が思い描くまちづくりやそれ以上の機能を持たせ得る道路整備を、行政側がどのように生活道や幹線道も含め考えているのか、さきのまちづくりも踏まえてお答えください。

大綱3点目、福祉行政についてお尋ねいたしま

す。

まず1点目として、高齢者施策の今後のあり方について、老人福祉法を踏まえた上でどのように考えておられるか、お示してください。

2点目としては、障害者施策の基本的な考え方、今後に対する施策の進め方について、ハード面とソフト面について、バリアフリーを念頭にお示してください。

次に、りんくうタウンについて質問いたします。

現在、りんくうタウンにおける工場の立地がわずかしかなく、結果としてそこからの税収も少なく、本市にとって大きな問題であると考えますが、活性化のためには市はどのように対処しているのか、お聞かせください。

また、りんくうタウンの早期整備のためには防潮堤の撤去がぜひとも必要であると思うのですが、その現状についてお聞かせください。

以上、再質につきましては自席より行わせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの市道議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 市道議員の御質問の中のりんくうタウンの活性化につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

りんくうタウンの現状につきましては、まちづくりあるいは産業振興の観点から、さらには財政上の観点からも、現状につきましては極めて遺憾に思っております。その活性化に向けて全力を傾注すべきであり、市政上の重要課題の1つであると考えております。

このような状況下で、りんくうタウンの活性化を目指しまして大阪府は、1つは、企業局が南地区に産業活性化ゾーンを設定し、そこでの分譲価格を引き下げるということをいたしております。2つ目に、大阪府の商工部が南地区全体を産業拠点開発地区に指定をしまして、補助制度あるいは融資制度の活用を図るということを実施してまいりました。

本市といたしましても、これらの府の施策との相乗効果を考えまして、昨年4月からりんくうタウンへの立地企業に奨励金を交付する泉南市企業

誘致促進条例を施行いたしたところでございます。

民間企業の設備投資意欲は、なお厳しい状況にあります。今後ともりんくうタウンの活性化のため、大阪府と連携して優遇措置を十分PRし、企業立地に努力をしまいいりたいと考えております。幾つかの打診もございますので、府と市と一体となりまして、その誘致に向けて努力をいたしているところでございます。

次に、御指摘のありました防潮堤の撤去についてお答えをしたいと思います。

防潮堤の撤去はりんくうタウン活性化のためにもぜひとも必要でございます。昨年3月の関空2期の関連大阪府要望の項目の1つにこの問題も含めておりまして、大阪府からは、貴市と協議しながら順次実施したい旨の回答がありました。その後の協議の中で、大阪府からは、北側から順番に撤去していきたいと基本的な考えを聞いております。

具体的に、今年度においては岡田地区の一部を撤去する工事を発注したいとの方針が示されております。ただ、当該地区につきましては、境界確定がまだ完結していない等の問題も残っておりまして、今後とも市と大阪府と、また地元と十分連携しながら対応して、早期に撤去が図られますように努めてまいりたいと考えております。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 市道議員御質問の教育基本法を踏まえての本市の教育基本方針について御答弁申し上げます。

教育基本法の前文にもございますように、教育基本法は戦後の日本における教育の基本的方針を示すものであり、その趣旨は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成と個性豊かな文化の創造を目指す教育の実現にあります。

本市の教育方針は、この教育基本法を受け、その具体化を図るものでございます。内容といたしましては、学校教育をゆとりの中で、生きる力をはぐくむ場としてとらえ、生涯にわたって自己啓発を図り、社会の変化、文化の発展に対応できる人間形成の基礎を培うことを目標といたしております。

この目標を実現するため、授業や保育の研究を推進するとともに、校種間の連携、継続性及び学校、家庭、地域社会が一体となった学校づくりに重点を置いて取り組みを進めると、こういう内容として基本方針を定めておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうちで、来年度のプールの方針についての御答弁を申し上げます。

プールの一般開放につきましていろいろ御議論いただき、また市民から要望もいただきました。また、盆以降の開放についての請願も出され、採択されました。教育委員会といたしましては、今後この請願の趣旨を真摯に受けとめ、来年度以降のプールの一般開放のあり方について、総合的に工夫、検討してまいりたいと考えております。

ただいま議員から御提案いただきました。ありがとうございます。この御提案の内容も含めまして、工夫、検討してまいりたいと思いますので、どうかよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市道議員御質問の活力あるまちづくりについて、この中で地区計画制度の整備手法としての効用等についてお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

地区計画につきましては、良好な環境の街区を整備し、保全するための計画でございます。住民の生活に身近な地域を単位とした道路、公園など公共施設の配置、また建築物の建て方などについても、地域の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの手法でございます。泉南市でも積極的に取り組んでいるわけでございます。

それまでの都市計画につきましては、都市全域の観点から、土地利用の計画、主な公共施設の配置計画を定めるものであることから、地域レベルの課題への対応、また地域を単位とした公共施設と建築物との一体的、総合的な整備を図る上では十分とは言えなかったものでございましたが、昭和55年の都市計画法及び建築基準法の大きな改

正によりまして、住民に身近な地域レベルの建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路、公園などの公共施設の配置、規模についても一体的、総合的に計画することができる都市計画、建築規制の制度として創設されたものでございます。

その後、良好な都市環境の確保、都市機能の更新、住宅供給の促進といった課題にも対応するため、制度の拡充を図ってきたところでございまして、平成4年の都市計画法、また建築基準法の改正におきましても、公共施設整備を伴った良好な市街地整備を図りつつ、土地の有効利用を促進する誘導容積制度等、地区計画制度の一層の拡充が図られてきたところでございます。

また、同時に創設されました市町村の都市計画に関する基本的な方針におきまして、地区計画等を策定すべき地域の方向性を示すとともに、当該基本方針に即して、地区計画等のより一層の効果的かつ積極的な活用を図ることが望まれております。

泉南市におきましても、泉南市の都市計画基本方針が昨年制定されました。これに基づきまして、目標年度を平成27年度に置いて取り組んでいるわけでございます。その後、この制度の拡充のために改正等がなされてきてるところでございしますが、まちづくりにおきましては、制度の改正だけではなく、地域住民の総意を得る土壌づくりも大切な要素であると考えております。

今後、まちづくりの整備におきましては、地域の特性に応じて、個性あるまちづくりの整備手法としての導入の整合を図りながら、良好なまちづくりの整備に取り組んでまいりたいと考えておるところでございまして。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の地場産業振興策について御答弁申し上げます。

本市の繊維を中心とした地場産業は、地域内に広範な分業体制の形成で、製造業の発展を中心的に支えてきた一方、雇用の吸収源、またそれに伴う消費により地元商店街が発展してまいったという経緯がございます。しかしながら、需要の停滞、輸入品の増加等により一層厳しい状況になってい

ると私どもも認識いたしてございます。このようなことから、本市の繊維を中心とした繊維工業が特に厳しい状況に置かれておりますのも、議員御指摘のとおりでございます。

本市の商工業の振興策としましては、中小企業金融安定化特別保証等の融資制度の活用、中小企業退職金共済制度の助成、利子補給、団体への補助、また関係機関と連携し、経営相談、新規創業者向けの相談会など支援に努めておるところでございまして。昨年、11年度には、国民生活金融公庫の小企業等経営改善資金を利子補給の対象に追加いたしましたところでございまして。

また、議員お尋ねの実態調査の件でございまして、商工会と共催で工業の実態調査を、府の補助制度でございまして商工会等地域振興対策事業を活用し、現在実施中でございます。

今後も引き続き地場産業の振興が重要な課題でございまして、地場産業の振興に努力してまいりたいと考えてございまして、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 市道議員御質問の福祉行政、特に高齢者、そして障害者対策の今後のあり方ということで御答弁させていただきます。

まず、高齢者施策の今後のあり方についてでございます。老人福祉法にもうたわれておりますとおり、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとするありまして、泉南市におきましてもこの理念に基づき高齢者施策を実施してまいりたいと考えております。

これまでの高齢者福祉対策は、どちらかといいますと施設対策中心に進められてきました。しかし、高齢者の多くの方々は、老後も住み慣れた地域で、家族や隣人とともに暮らしていくことを望んでおられます。このことから高齢者等の在宅生活を支援していく必要があると考えます。

そして、今後の超高齢社会を展望しますと、高齢者を単に社会から保護される弱い存在としてで

はなく、社会の一員として大いにその役割を果たしていく積極的な社会活動を行うという土壌を整備していくことが重要になってまいると存じます。私たちは、高齢者は弱いもの、社会的な弱者という高齢者観についての意識改革を図り、高齢者の積極的な社会参加による生きがいと健康づくりを推進し、高齢者が長生きしてよかったと思えるような、明るい長寿社会の実現に向けた高齢者施策が最も肝要かと存じます。

以上、高齢者施策の今後のあり方についての御答弁とさせていただきます。

続きまして、障害者対策についてでございます。

障害者施策の基本的な考え方につきましては、どのような障害を持つ方でも、障害を持たない方と同等に生活し、活動することができる社会こそ本来の社会であるというノーマライゼーションの理念が、世界共通の認識でございます。本市におきましても、この理念に基づき、平成11年3月に泉南市障害者計画を策定いたしました。

議員お尋ねの今後の施策の進め方につきましては、ハード面、ソフト面があるわけですが、ハード面につきましては、新設される道路、施設等については一定のバリアフリー化が図られるのは、時代の流れで当然のこととなっております。また、従来より関係部局におきましては、道路、施設等の改修時にはバリアフリー化に努めていただいているところでございます。今後とも積極的な推進をお願いしたいと、このように考えております。

次に、ソフト面につきましては、現在各種福祉サービスの充実に努めているところでございます。特に補装具の交付事業、日常生活用具の給付事業を初め、ホームヘルパー、ガイドヘルパー派遣事業、短期入所事業等、利用の普及を図りつつ推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） それでは、自席より順次再質問させていただきます。

大綱1点目の教育基本方針、このことが学校現場でどれだけ実践されているのか、その現状と課題について明らかにしていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 本市教育基本方針の学校現場での実践状況並びに課題について御答弁申し上げます。

教育基本方針に照らして、本市学校教育の現状と課題でございますが、教育基本方針にございまず生きる力をはぐくむという目標に関しましては、平成14年度から実施されまます総合的な学習の時間や、現在中学校におきまして実施されております選択教科、選択履修の時間を中心として取り組まれております。

具体的には、自分で課題を見つけ、自分で調べ、自分で考え、主体的に判断し、課題を解決する力を育成することでありまます。また、自然体験や社会体験を通して、他人と協調し、感動する心等豊かな人間性の育成も目指すものであります。この総合的な学習の時間の本格実施へ向け、各学校におきましては現在試行中であり、さまざまな実践が推進されております。

また、校種間の連携、継続性につきましては、幼稚園から小学校、小学校から中学校へ入学した段階で、そのシステムの違いによって子供が不適應あるいは不登校となったり、学級の秩序が維持しにくくなる等の状況を解決することを目的とした取り組みでございます。

具体的には、幼稚園と小学校相互で、行事におきまして児童・園児が参加し合ったり、小学校と中学校の間でいわゆる体験入学を実施するものであります。この実践に関しましてはまだまだ不十分な点もございまず、本年度から始まりました総合的教育力活性化事業の取り組みを中心として一層の充実に図りたく、計画いたしておるところでございます。

次に、学校、家庭、地域が一体となった学校づくりに関しましては、従前より開かれた学校づくりといたしまして、保護者や地域の人々に学校にお越しいただき、授業や行事に参加していただく中で、学校教育への理解と御協力を得るという趣旨の実践であります。今後、学校教育、自己診断等を通じ、保護者のニーズを把握し、学校運営に生かす等、さらに開かれた学校づくりに努める所存であります。とはいえ、近年、幼児・児童・生

徒の人間形成を阻害し、ゆがめかねないいじめや不登校、校内暴力あるいは器物損壊等の生徒指導上の問題行動が生起しておることも事実であります。

教育委員会ではこの課題を緊急課題として受けとめ、子育ての支援の取り組みや相談機能の充実、学校、家庭、地域ぐるみでの子供の健全育成、学校・園における心の教育の充実等に取り組む中で、課題解決を図ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、教育基本法第1条に示された、教育は、人格の完成を目指し、真理と正義を愛し、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成という教育の目的が達成できますよう努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） 先ほど一緒にやらせていただいた方がよかったのでしょうかけれども、プールに関してですけれども、私の方から案として述べさせていただいたことをも視野に入れてお考えをくださるということなんですが、その前に、教育委員会の方でもいろいろと考えてくださっているんでしょうという文面を私は述べさせていただいたと思うんですが、それとの相互関係とか、そういったことで御返答いただければなと思います。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） プールについて、先ほど議員の方からも御提案いただきました。先ほど御答弁申し上げましたように、そのことも含めましていろんな角度から考えてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） 教育長、それでよろしいでしょうか。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 市道議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど金田部長が、プールの一般開放について来年度以降検討させていただくということでお答えをいたしております。以前私もそういうことで申し上げておりますけれども、いろんな方法、い

わゆる総合的な判断をしまして、先ほど市道議員さんから案の提示がございましたけれども、そのことも加えまして、今現在11年度、12年度、夏の間、22日間の開放ということでございます。

先ほどの議会でも市民の方々の請願を受けまして、その辺を真摯に受けとめまして、この22日間が日にち的に延ばされるものか。それから、そういったものを、日数の延ばしというようなこともございますし、夏の休業中できる限り遅くまでと申しますか、盆以降の開設というようなこと、この辺やはり予算的な規模もございまして、その辺も勘案しながら、いろんな具体的な方策がないかということで総合的に検討してまいりたいと思います。

今この場で、こういう方法で来年度こうやらしていただくというところまでは詰めはいたしておりませんが、早急にそういったことについての、来年度の予算というような要求もございまして、その辺もあわせて努力をしてみたいと思います。このように考えております。御理解いただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） 鋭意努力をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、地場産業の方へ移らせていただきたいのですが、中小企業融資金ですか、そういったお金に関する施策、支援というのは、今までにもある程度行われてきたと思うのですが、それ以外に関係機関の方々とどういったような相談を受けておられるのか。また、こちらからこうすればいいんじゃないかという御提示をなされているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の再度の御質問でございますが、まず、先ほど御答弁申し上げましたとおり、融資制度の活用等について御答弁いたしましたが、それ以外に中小企業対策としてどのようなことを行っておるのかというお尋ねであります。

先日も軍手産業の組合の役員さんと商工会の役員、また私ども商工課の課長とで大阪府の方へ出

向いたわけですが、これにつきましては、国の補助制度を有利に利用できないかという相談でございまして、現在その方向で各担当者が知恵を絞っておるところでございまして、それらがうまく補助制度に乗りますと大きな力になるのではなからうかと、このように考えてございまして、本市といたしましてもそのような各組合がございまして、十分支援に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 市道君。

4番（市道浩高君） 繊維産業に関しましては、それに附属したといいますが、関連した形でいろいろと取り巻いた産業といいますが工業などもございまして、この不況下のもと何とか繊維産業が景気よくやっていければ、それに関連した産業も潤うのではないかとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、りんくうタウンの活性化について、市の考え方はわかりましたが、ここで私が指摘しておきたいのは、用途地域の見直し、交通アクセスの充実の2点であります。

昨年3月、市と市議会が共同で大阪府に提出した地域整備要望の中に、りんくうタウンの早期整備として、土地用途のあり方を見直してほしい旨の項目がありました。現下の厳しい経済状況では工業立地は非常に難しいところであります。したがって、バラエティーに富んだまちづくりに向け、工場系だけでなく、商業、流通、住宅などのいろいろな設置の立地が可能となるよう用途地域の変更のための取り組みを強めていただきたい。

また、交通アクセスの問題であります。現在内陸部とりんくうタウンは3本の道路で直結されていますが、市の根幹道路である信達樽井線との連結を早期に実現していただきたい。さらに、樽井駅からの歩行者のアクセスも実現していただきたい。

以上の2点を強く要望して、質問を終わらせていただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 以上で市道議員の質問を終結いたします。

次に、18番 上山 忠君の質問を許可いたし

ます。上山君。

18番（上山 忠君） おはようございます。新進市民連合の上山です。議長のお許しを得ましたので、任期中最後の質問となりましたが、通告に従い順次行ってまいりますので、誠意ある答弁を期待いたします。

平成8年10月初当選以来、4年間が経過しました。この間、サラリーマン時代では考えられないことの連続でございました。議会での初めての質問で壇上に立ち、質問原稿を読むのがやっとのことでした。また、質問及び議案審議においては、市民のためになるのかを常に念頭に置き判断をしてきました。過去15回の質問の中では、行財政、環境、老人福祉に重点を置き、行政の姿勢をただしてきました。4年間の総括として、今述べた行財政、環境、老人福祉の問題について、再度お聞きいたします。

まず初めに、行財政問題についてお尋ねします。

バブル崩壊後の制度疲労で出口の見えないトンネルに入り、民間企業はリストラという名の合理化で必死のものがきを行い、勝ち残ろうとしてきました。しかしながら、我々が生活をしている泉州地域では、失業率では全国平均を上回り、有効求人倍率では全国平均を下回っています。

仕事をしたくても仕事がない、このような時代に行政として何ができるのか、何をすべきか、市民の要望にこたえるためには、行政は財政面ではゆとりのある健全な運営が求められ、組織面においてはスリム化され、人材においては柔軟性のある人物が今求められています。財政面、組織面において硬直化してきており、今後の市政運営に支障を来すことが予想されたため、平成8年12月に行財政改革大綱（案）なるものを策定し、平成9年から平成11年の3カ年計画で経常収支比率102%を10%減の92%にすることを目標として諸施策の改善に取り組み、その結果として、目標未達とはなったが、それなりの成果はあったと行財政改革報告書では総括されています。今後の取り組みについて、行革の実施によりある程度の経費効果が生まれたにもかかわらず、歳出と歳入の経常一般財源の比率である経常収支比率は、平成11年度決算においても100%を超え

る見込みとなり、今後とも非常に厳しい財政状況が続くものと思われる。

このような状況を踏まえ、今後のさまざまな行政課題に対応しながら財政の健全化を図っていくためにも、早急に新行財政改革大綱を作成し、さらなる行財政改革を推進していきたいと結んでおられるが、計画の足踏みは許せません。いつごろまでに提示できるのか、お示してください。

次に、税のあり方についてお尋ねします。6月議会でも質問しましたが、税の公平性について再度お聞きします。

税金の徴収率では府下ワーストワン、全国15位とのこと、恥ずかしい限りです。まじめに納税している市民から見たら、なぜ市はこのような滞納を許しているのか。取りやすいところから取り、支払い能力がありながら支払わない市民に、なぜごね得を許しているのか。堺以南の8市の収入状況を見ても、泉南市は現年課税分でも94.56%しか納められていません。滞納繰越に至っては16.51%しか納められていない。この事実をどのように把握され、どのようにされようとしておられるか、お示してください。

次に、団体補助金のあり方についてお尋ねいたします。団体補助金の助成基準はどのようになっているのか、市の条例等で決まっているのかをお示してください。

また、千葉県の我孫子市の団体補助金についての取り組みについて承知されているのか。承知されているとしたならば、この取り組みについてどのように感じておられるか、お示ください。

次に、環境問題についてお尋ねいたします。

その中で、ごみ問題について考えてみました。我々が日常生活を営む上で必ずつきまとうのがごみです。大量生産、大量消費の考え方から、循環型社会を築くため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品などの再利用（リユース）、材料の再生（リサイクル）の3つのRの考え方が広まってきました。

我が泉南市は、ごみ行政においては府下の中でも、市長の英断で先行しています。ことし4月から施行された容器包装リサイクルでのプラスチック容器、その他紙製容器の回収では、4月から7

月の4カ月間でプラスチック容器については4万8,580キログラム、月平均1万2,140キログラム、その他の紙製容器については合計6,670キログラム、月平均1,668キログラムの回収がなされました。今まで焼却処分されていたものが、再利用、再生されました。

このことは、行政の取り組みについて市民の協力なくしてはできませんが、今市民の方からプラスチック容器回収のことで、かさばるため指定回収袋が月1枚では足りない。また、月1回の回収では保管場所の確保に困る。また、紙製容器については拠点回収のため、特にお年寄りの方などはその拠点まで持っていくのが大変なので、つい焼却ごみに出してしまう。もっと拠点をふやしてほしいとの要望がありますが、このことについてどのように対処されようとしておられるのか、お示ください。

この任期中、ごみ問題について、視察等を通じ各自治体がどのように取り組んでおられるのかを勉強できました。最新の設備を導入しても、発生を抑制しなければ何にもならない。北陸地域では発生抑制のため、有料化の考え方に市民の理解も得られ、取り組んでおられますが、再度お聞きしますが、ごみ有料化についてどのように考えておられるのか、お示ください。

次に、火葬場のことでお聞きいたします。議会質問を通じて、火葬場問題についてどのようにするののかの問いに、平成9年第3回定例議会の答弁では、今年度の取り組みといたしましては、墓地公園、火葬場などの基本計画の策定を予定しております。現在発注の準備を進めているところでございます。整備の方向としては、現在の火葬場の状況から、第1期事業として火葬場を先行し、完成後は本市の火葬業務を新設の火葬場で行ってまいりたいと考えてございますとの答弁。その後平成10年3月に（仮称）泉南聖苑基本計画説明書により示されました。

これを受けて平成10年第2回定例議会では、整備スケジュールは、これまでの議会でも皆様方に御答弁申し上げておりますように、火葬場の早期整備が必要でございます。斎場ゾーンと進入路の整備を第1期事業、墓地公園ゾーンを第2期、



第3期事業で進めてまいりたいと考えてございますとの答弁でした。

また、平成11年第2回定例会において、林議員の質問で、この事業の実現につきましては、周辺住民の方々や関係地権者の御理解、御協力が必要でございますので、今後とも精力的に御理解と御協力が得られるよう順次進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御申し上げますとの答弁。

さらに、平成11年第3回定例議会での林議員の質問に、現時点での対応でございますが、六尾地区の住民の皆様方にも7月先進地の視察に参加してもらっておりまして、その後の対応としましては、周辺地区説明会での検討課題について地元区と調整に入っておるところでございます。今後は精力的に周辺地区の御理解と御協力が得られるように努力してまいりますので、よろしく御理解くださいますようお願い申し上げますとの答弁でした。

また、平成12年第1回定例議会での答弁では、現在本市で使用しております樽井並びに西信達の2カ所の火葬場につきましては、老朽化が著しく、改修などで利用者の方々にも大変不便をかけてございます。また、周辺住民の方々にも煙など御迷惑をかけておるところでございます。私どもといたしましては、将来の都市規模にふさわしい火葬場の整備が重要課題となっているのが現状であり、この事業の実現には多くの市民が早期に整備されることを望んでいると考えており、鋭意努力をいたしておりますところでございますとの答弁。

また、平成12年予算審査特別委員会の席で、角谷副議長が火葬場の老朽化で、特に西信達の火葬場はひどい、修理する予定はあるのかの問いに、当時の遠藤助役はないと答弁されました。施設の老朽化は行政、市民の共通の問題と考えますが、なぜ計画が進まないのですか、お示してください。

先日の朝日新聞の記事で、ダイオキシン、火葬場からの記事について、興味深く読まさせていただきました。厚生省は火葬場から発生するダイオキシン調査をもとに、ことし3月、年50件以上の火葬をする火葬場を対象にガイドラインをつくり、ダイオキシン濃度を、これから新設する炉は排ガ

ス1立方メートル中1ナノグラム、既設の炉は5ナノグラム以下と、ごみ焼却場より厳しい指針値を設けました。

さらに、再燃焼室や効率の高い集じん器の設置を求め、副葬品も遺族の理解を得て制限することが望ましいとしているが、今の老朽化した施設で既設の炉は5ナノグラム以下という指針値をクリアできるのですか、お示してください。クリアできないとするとどうするのか、あわせてお示してください。

次に、老人福祉での介護保険制度についてお聞きします。

介護認定で聞き取り調査の結果をコンピューター処理し、1次判定をし、その結果をもとに判定委員会で2次判定となり、各申請者に、あなたの介護認定は自立から要介護5までのうちのどのランクになりますと通知がなされますが、認定に当たり公平、透明性はどのようにされているのか、お示してください。

また、10月から1号被保険者の保険料の徴収が始まりますが、保険者にどのように周知徹底されているのか。既に問い合わせがあると思いますが、いかがなものですか、お示してください。

また、39歳の方が40歳になり、2号被保険者となったとき、どの時点で保険料の支払い義務が生じるのか。同じく64歳の方が65歳になり1号被保険者となったとき、どの時点で保険料の支払い義務が生じるのか、お示してください。

また、療養型病床群について予定病床数より大幅に少ない申請数でしたが、その後どのように推移しているのか。医療保険から介護保険への移行はどのように推移していますか。当初、医療から介護へ移行することにより、医療保険料が減少し介護保険料がふえていくとの予測で予算措置をされましたが、今後どのようになっていくのか。データが少ないので、はっきりした見解は出せないと思いますが、現時点での見解をお示してください。

最後になりましたが、済生会泉南病院の移転についてお尋ねします。4月着工し、すべての施設が完成するのが平成14年度とお聞きしましたが、いまだ着工されていません。なぜなのでしょう。関西国際空港2期工事での大阪府との了解事項では

なかったのですか。この施設は介護保険制度の中で重要な位置づけにあります。おくれの理由をお示しください。

これで私の壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長（嶋本五男君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 上山議員の御質問のうち、新しい行財政改革大綱について御答弁を申し上げます。

本市では平成8年12月に行財政改革大綱を策定いたしまして、平成9年度より11年度までの3カ年を実施期間として、行財政改革に取り組んでまいりました。その実施結果及び取り組みの経過を取りまとめ、本年6月に行財政改革報告書として議員各位に御報告をさせていただいたところでございます。

この3カ年の取り組みの結果、投資的経費の縮減を初め、財源の確保や事務事業の見直しなど、一定の成果が得られたところでございますが、当初目標としておりました経常収支比率の改善など、まだまだ課題も残っております。

特に経常収支比率につきましては、先ほど議員も言われましたけれども、10年度決算で104.4でございましたが、11年度決算では100.8ということで、3.6ポイントの大幅改善を見たところでございますが、なお100を超えているということでございます。早い時期に新たな改革案のお示しが必要と考えておまして、現在改革案の検討に鋭意取り組んでいるところでございます。

改革案につきましては、今後の3カ年を基本に、財政の健全化はもとより、給与及び職員の定員管理の適正化、民間委託の推進、事務事業の見直しなどによりまして、簡素で効率的な行財政運営を図ってまいりたいと考えておまして、市民ニーズに的確に対応できる行財政システムの構築に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、前回の議会でも御答弁申し上げましたように、ことし中に案の作成まで持っていきたいと、このように考えておまして、鋭意作業中でございます。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方からは、上山議員御質問のうち、税の公平性ということについて御答弁申し上げます。

税の公平性につきましては、市民に不信感を与えないよう最大限配慮が必要と考えております。お尋ねの担税力がありながら納税に応じない滞納者につきましては、法に従いまして督促・催告を行い、なおかつ臨戸徴収による面談を行う中で強く指導を行いまして、既に大部分については何らかの処分をつけている現状でございます。

また、ことしの春以来着手してまいりました全滞納者リストの地区別通し番号の整理も先月終了いたしまして、これから差し押さえを行っている滞納者の中から私債権に劣後しない者に呼び出し等をかけまして、納税に応じない者につきましては、財産の差し押さえ、また公売も辞さない強い対応をしまいるべく準備を進めていますので、いましばらく猶予をいただきたくお願いいたします。

なお、強い対応の結果といたしまして、昨年大阪府の協力を得る中で不動産の公売1件、これは現在競落いたしておりませんが、継続してまいりたいと考えております。また、電話加入権の公売6件を実施いたしましたところでございます。

また、話題であります小田原方式についてありますが、手段としては一定の有効性はあると考えておりますが、氏名の公表に伴うプライバシーの問題や名誉棄損とか、そういった行政サービスの制限などの内容を含んでおりますので、こういったものにつきましては全庁的な取り組みが必要かと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは、大綱第1点目の行財政改革のうち、補助金のあり方についてお答えさせていただきます。

現在、本市におきましては、各種団体に対しまして、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規定及び個々の交付要綱等に基づきまして、事業に関連した補助金と、団体の組織運営に対します補助金を交付してございます。

この補助金につきましては、毎年度予算査定の中で検討を行い、極力抑制に努めてまいりました。また、議員御案内のとおり、平成8年12月策定の大綱の中で、事務事業の見直し4項目のうち1つに補助金等の見直しの項目を挙げて取り組んできているところでございます。平成11年度当初予算におきましては、一律10%の削減を実施してきてございます。

補助金のあり方につきましては、団体の人数などの形式的な書類審査で決定するのではなく、常に個々の補助金が果たしている役割や、助成の根拠を明らかにするとともに、成果を明確にすることが必要でございます。

議員御指摘の千葉県の我孫子市の事例でございますが、この我孫子市は本市と同じくことしで市制30周年を迎える市でございます。30年前は人口が4万7,000人、東京との直線での距離が30キロということもございまして、現在では人口が12万8,000人と急成長している市でございます。人口規模だけで申しますと、府下の大東、箕面、富田林、その程度の市になるかと思えます。

以前、この市での補助金の取り組みについては私も記事を見たんでございますけども、現在手元にその資料がございませんので、不案内な内容でございますけども、たしかこの市では、市長がかわられたときに全面的に補助金の見直しを行いまして、ゼロ査定から始めて取り組まれてるといふようなことを仄聞してるところでございます。

本市でも、今後とも行財政改革の中で、本市が助成してございます各種団体の事業概要、積算根拠などを精査しているところでございまして、今後補助金の整理合理化に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。  
市民生活部長（白谷 弘君） 上山議員の環境問題について御答弁申し上げます。

まず、ごみの問題でございますが、家庭から排出されるごみの全容積の約6割が容器包装ごみであると言われており、これを資源へよみがえらせるために容器リサイクル法がスタートしたところでございます。本市も、法律施行初年度の本年4

月からその他プラスチック容器や紙製容器の分別も進めてまいったところでございます。

その収集頻度につきましては、市内各地区をそれぞれ毎月1回収集日を定め、資源の回収を行っているところでございます。また、専用袋の枚数につきましては、缶、瓶につきましては年間16枚、ペットボトルとその他プラスチック容器の袋につきましては、それぞれ12枚配布したところでございます。

議員御指摘のその他プラスチック容器専用袋の枚数につきましては、一部の御家庭から足りないとの御指摘も受けており、現在環境整備課並びに清掃課の方で追加の配布を行っているところでございます。何分4月からの実施であり、今後収集量や集積場の状況等を精査の上、できる限り袋の不足を補うための検討をしてみたいと考えてございます。

また、ごみの有料化のお尋ねもあったわけでございますが、現在本市では、大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議の有料化の検討分科会のメンバーでございまして、これらにつきましては分科会で研究中でございますが、何分これにつきましては大阪府下全域のことでございまして、私もと阪南市、いわゆる泉南清掃事務組合の関係市で有料化についての勉強会を行ってまいりたいと、現在準備を進めておるところでございます。

続きまして、火葬場の問題でございますが、現在稼働している2カ所の火葬場につきましては、議員御指摘のとおり老朽化が著しく、年4回定期点検を実施しながら管理・運営を行っており、早急に新しい火葬場を建設する必要がございます。

お尋ねの泉南聖苑計画事業につきましては、過年度に策定いたしました基本計画の計画区域の規模を見直す必要が生じてまいりました。早急に見直しを行い、火葬場の建設を進めていきたいと考えており、この基本計画の見直しの同意をいただきたく、本年6月には金熊寺、六尾区の各区の役員さんに説明を行ったところでございます。きょう現在、それについての御同意はいただいておりますが、計画の見直しに向け鋭意努力してまいりたいと、このように考えてございます。

続きまして、既存の火葬場から排出されるダイ

オキシンの問題でございますが、議員御指摘のとおり、既設炉につきましては5ナノグラムという指針値が示されてございます。本市におきましてもこの指針値以下の基準を守るべく、既に再燃室の設置も行っております。特に火葬に関するダイオキシンにつきましては、副葬品と申しまししょうか、ひつぎの中に入っているものによる影響が大きいことから、私どもも死亡届が提出されずと、必ずお願いのチラシを渡してございます。

火葬危険物、不燃物はひつぎの中に入れてくださいということで、特に危険物といたしましては、スプレー、ライター、香水とかお酒の瓶、缶等が主なものでございます。また、不燃物といたしましても、ゴルフのクラブ、釣りざお、眼鏡とかいろいろ、ダイオキシンが発生するような物品を多く入れられる方がございますので、これらにつきましては十分注意していただき、ダイオキシンが発生しないよう焼却していきたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 上山議員御質問の介護保険制度及び済生会泉南病院の進捗状況について、御答弁申し上げます。

まず、介護保険制度の問題でございます。10月からの介護保険の保険料の徴収を控えまして、この7月25日に介護保険料納入通知書を65歳以上の方にお送りしたところでございます。この通知に対しまして問い合わせがかなりございまして、電話あるいは窓口において説明させていただきました。

介護保険制度全般につきましては、各種メディアで説明されていますが、まだ御理解をいただけていないところもございます。また、10月号の広報には介護保険料の説明について掲載を予定いたしております。今後も随時PRに努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、40歳あるいは65歳に到達された方の保険料でございますが、いずれの場合も到達された日の属する月から被保険者となりまして、そして、その保険料につきましては月割りで賦課され

ると、このようになっております。そして、2号被保険者の方には健康保険の医療保険者から、1号被保険者の方につきましては市町村の介護保険から通知すると、このようになっております。

次に、議員御質問の認定に係るばらつきでございますけれども、全国一律の調査項目を聞き取り調査した後、コンピューターの1次判定をもとに、認定審査会で審査、判定されることになっております。統一的な基準による認定ということで、公平な認定結果が出るものと認識いたしております。

ただ、聞き取り調査の際に、動作などの項目で、立ち上がりができますかとの質問に、同じような状態の方ができないと答えた場合、つらいけれども頑張ればできると答えた場合では、若干介護度に差がついてきます。このような結果が少なくなるよう、また調査員や認定審査委員の資質の向上を目的として、大阪府が9月に研修会を実施いたします。また、本市といたしましても6月に実施したところでございます。

続きまして、療養型病床群について御答弁申し上げます。

この6月の議会でも御質問いただいたと思いますが、現在の介護療養型医療施設のベッド数は、介護保険事業計画に比べますとかなり少なくなっております。以前にも申し上げましたが、現在市内で指定を受けているのが堀病院の30床のみでございます。改築されました白井病院、あるいは最近新築移転されました和泉南病院につきましては、介護療養型医療施設への転換をお願いしておりますが、いまだ指定を受けておられません。今後も引き続き転換されるよう要請してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしく御願い申し上げます。

続きまして、済生会泉南病院について御答弁申し上げます。

済生会泉南病院の進捗状況でございますが、平成10年6月に泉南福祉医療保健ゾーン整備計画が示されまして、地域の公的医療機関として済生会泉南病院の早期整備に向け、りんくうタウンに福祉・医療・保健ゾーンとして土地の取得も行われ、まず特別養護老人ホームがこの3月に建築契約されたところでございます。

さらに、この済生会泉南病院及び老人保健施設等が平成14年オープンを目指し、設計等、工事発注に向け計画を進めていると聞いております。なお、着工がおこなわれている特養につきましては、施設の運営について、大阪府と済生会大阪支部並びにバックアップ病院となる中津病院との間でまだ調整が続いており、この部分の合意がなされれば直ちに工事着工がされると聞いております。

りんくうタウンにおいては、建設予定地の山側道路の新設工事も行われておりまして、また建設予定地への仮設工事も近々には行われると、このように聞いております。

泉南市といたしましても、平成14年オープンを市民が待ち望んでおられますので、病院、各施設等が並行し工事着工されるよう大阪府を初め関係機関に要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） それでは、時間の許す限り再質問という形でやっていきたいと思っております。

行財政改革につきましては、当初の目標には至らなかったけれども、ピーク時の104.6ぐらいから100.1ぐらいまで下がったということに対しては、ある程度評価しなければならないかなと思っております。壇上で申し上げたように、やっぱり停滞があってはその活動が鈍ってきますんで、その辺のところはやはり行政といたしましても、市民ニーズにこたえたような形の行財政大綱案なるものを早急につくっていただきたいと思っております。

それから、今年度中と市長は答弁されましたんですけども、今年度中ということは、12月末、今年か、それとも来年の3月31日か、その辺はちょっとささいなことなんですけども、よろしくをお願いします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど御答弁申し上げましたのは、ことし中に市の行財政改革大綱と定員管理計画、それと中期財政展望の見直し、ローリング、この3つの案までつくりたいと。その後いろいろ調整すべきところがございますので、そして

年度内ぐらいにきちっと成案としてまとめたいと、こういう考えでございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） よろしく願いしておきます。

それと、税の公平性についてですけども、いろいろと努力され、過去のうみを出し切ってから今後やっていこうかというふうな御答弁に聞こえたわけなんですけども、しかり、税の中で不公正があるというのは、これは歴然たる事実でございます。そういう中で、滞納者対策といたしましては、一定の公職についている者とか市の関係役員とかについては、やはりある程度公表しても私はプライバシー等には関係ないと思うんですけども、その辺のところはどういうお考えをされてるのか。

それと、あと、市長がいつも申されるんですけども、「週刊ダイヤモンド」の評価のところ、これはちょっと市長にお尋ねしたいんですけども、収納率は全国ワースト15、しかし、後の方の項目で見ますと、小売業年間販売伸び率、それから成長度、それから着工建築物伸び率でも10位以内に入るとるんですね。そういう元気あるまちなのに何で税収が結びつかんのかと。その辺のところについて、市長、どう考えておられるか、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘いただきましたように、収税率は非常に悪うございまして、先ほど披瀝ありましたような成長度、こういうものは非常に高いわけでございます。これは、そのファクターというのは、この下に指標はどれとどれをとったというのがあるかというふうに思いますけれども、それとか今の住宅着工、これが全国2位ということですし、それから小売販売業が全国1位と、こういうことでございますから、ある意味では成長過程にあるということが言えると思います。

それと、いろんな指標が伸びている。人口も伸びています。住宅着工も伸びています。住宅着工が伸びるということは潜在成長力があるということでございますし、人口が伸びるとか、それから消費の年間小売業が伸びるということは、活力があるということになるわけでございますから、そうい

う意味では成長性については非常に高い評価ではないかというふうに思います。

一方、財政面の指標を見ますと、いずれも悪うございます。収税率も悪いし、それから起債残高等、今回は載っておりませんが、そういう指標をとりますと非常に高い数字になっておるといことでございます。ですから、それはある意味では財政的に非常に厳しいというのは、いろんな先行投資をやってきたものに対する債務の返済が大きくなって。これが経常収支をまた押し上げてると。

しかし、それらのものができ上がって、基盤整備ができていっておりますから、どんどん人もふえ、あるいはいろんな施設もできてきておるといこと成長度が高いと、こういうことになってるんだというふうに認識いたしております。

それと、収税率が悪いというのは、泉南市の場合ずっと過去からそういう傾向があったわけございまして、私どもといたしましては、体質的にやはり変えていかないとなかなかよくならないというふうに思っております、それは何かといいますと、その持てるいろんな、権力と言うと悪いんですが、権限をすべて行使をするということだというふうに思っております、したがって、ここ数年非常に厳しい対応をいたしてきております。

公売もそうですし、電話債券の処分、あるいは預金差し押さえ。あるいは、差し押さえも随分前からやっておりますが、差し押さえでとまっていた部分があるわけなんです、これについても、先ほど参与が御答弁申し上げましたように、可能なものは公売処分していくというようなことも現実にやっておりますので、ですから、非常に低い数字についてはこれから徐々に改善していく、またしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 担税力がありながら滞納しているということで、氏名を公表したらどうかというような御質問であったかと思ます。

私どもの方といたしましては現在、ただいま市長も御答弁申し上げましたとおり、まず足元から

順序よくやっていくと。いわゆるその滞納額については、担税力があるかないかということを中心にチェックを入れまして、そういう分別をした後、滞納者と面談いたしまして、そしてそのうちなおかつ税にに応じていただけないという滞納者につきましては、差し押さえ、公売、また財産調査、そうした後、我々の税の滞納処分を先にしていくべきだろうと考えております。

そして、あと、氏名の公表につきましては、議員も御承知のとおり7月から神奈川県の小田原市の方でそういう条例ができて、施行しているわけですが、その推移等も見ながら、滞納の解消の一助というんですか、1つの方策としては我々は有効性があるだろうと考えておりますし、また全国初の試みでございますので、我々としてもその推移を十分検証しながら、今後そういった議員御指摘の点について考えてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） そういう形で、なるべく公平・平等に扱っていただきたいと思ますし、先ほど市長の答弁がある中ではやはりちょっと考え方が違うところがあるんですけども、それをやると時間がなくなりますので、もし次この席に来れたらまたやらしていただきたいと思ますので、よろしく願います。

ほかに、ごみ問題についてですけども、このごみ問題についても、これは終着点のないエンドレスの活動だと思っておりますので、要はごみ行政に関して市民に対してどれだけ理解を与えるかということでその結果というのは決まってくると思ますので、その辺のところについては常に啓蒙活動をしながら市民の協力を得るという体制を今後とも維持していただきたいと思っております。

それと、火葬場の件ですけども、これはほんとは、先ほど申しましたように、もう目の前に来る問題ですわ。そして、当然、壇上でも申しましたが、樽井、西信達についてかなり老朽化してるし、特に泉南市で生まれて、泉南市で最後に土に戻る施設でございます。そういうところについてはより今まで以上の配慮が必要だと思ますので、

既存の施設を今後どのくらい使っていけるかは定かではないんですけども、しかし、最後のお別れするところぐらいはやはり清潔でクリーンな場所にさせていただきたいと思っております。そういう関係で、やはり中の施設等々についてもある程度の整備というんですか、それと、お別れ場等の清掃等についても今まで以上に注意を払ってやっていただきたいと思いますと思っております。

それと、あと、補助金の問題につきましても、どういう流れで補助金が交付されるのか、その辺についてももう一度説明をいただきたいと思います。議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 各種団体の補助金の流れでございますけども、本市におきまして予算化を行った後、当該団体から補助金の交付申請書を出していただきます。これに添付書類といたしまして団体の概要とか収支計画書を添付したものでございまして、この申請書をもらった後、本市の方で額の決定の通知を行いまして、そしてその後団体からの請求書をいただくということでございまして、それに基づきまして補助金を市の方で交付するというところでございます。

そして、その団体の事業が完了後、3カ月以内に事業の実績報告書を提出していただくということでございまして、この事業実績報告書の中に、収支決算書とか事業報告書を添付していただくという流れになってございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 資料をいただいたところでは、補助金等については金額的にはそれほど、ウエートの少ない位置づけにあるわけなんですけども、しかしその今出されてる補助金というものが、本当にその団体等が市民に役立つような形の活動をしておるかということに対しては、やはり一遍精査する必要があるんじゃないかと思えます。一律10%カットとかって、本当に活動自体が有効であれば、カットするんじゃないし、やっぱり増額ということも僕は考えてもいいんじゃないかと思えます、活動の仕方によっては。

そういうことで、先ほど我孫子市の例も出したわけなんですけども、報道によりますと、ここはもう2年か3年ほど前に全補助金を白紙化して、

一応補助金の申請については、市民から選出した委員会でもって市民審査をした中で、補助金のあり方についてやっていってるという形で、これを今すぐ泉南市に取り入れようとは言ってないし、こういう形もありますということでお聞きしたわけなんで、そういう形の中で本当に今市民が必要としているサービスにどの程度のお金をつぎ込めるかというのが、やはり行政の真のあり方だと私は思っておりますので、その辺等についても今後いろいろあると思うんですけども、市民ニーズに合ったような形でやっていただきたいと思います。

最後に、介護保険でちょっとだけお聞きしたいんですけども、この制度はやる前から問題点が多いし、やっても問題点が多いと、こういう制度自体珍しい制度だとは思うんですけども、しかし走り出した以上はとめるわけにいきませんから、やはりこの介護については、介護を受ける人、保険料を負担する人、どれだけ理解をしてもらえるかというのが今後の成功につながっていくと思うんで、特に介護等の認定についても、先ほど答弁があったんですけども、ちまたではいろんなうわさが出ております。そういううわさが出ないような形の公平性、透明性を持った認定をやっていただきたいと思いますと思っております。

これで終わります。

議長（嶋本五男君） 以上で上山議員の質問を結びたいします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時 3分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫でございます。2000年第3回定例議会におきまして、一般質問を行います。任期最後の議会の最後の質問者になりました。気張ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。2年前の補欠選挙での当選以来、毎回質問を行い、今回で10回目となりましたが、不備な点やふなれな点があればお許してください。

最初に、わずかな経験ですが、議員になったの若干の感想を述べたいと思います。

第1に、財政危機を理由に子供や高齢者いじめの市政が進められているということです。行政改革には聖域はないと言っています。しかし、プールの一般開放の縮小やぼろぼろ校舎の放置、また敬老祝い金の打ち切りなど、子供や高齢者のかかわる予算は根こそぎ削減されています。

2つ目には、市の情報公開のおくれです。保健所からの給食センターの改善の指導は、97年と2000年2月と2回も出されているのに、議会には全く隠されたままでした。また、関空から出された地下水対策についての報告書も、議会への公表がおくらされてきました。市長は今議会のあいさつで、的確な審議、慎重な論議を議会に期待すると述べられましたが、これでは的確な審議も慎重な審議も十分にできません。議会にも市民にもきっちり情報を公開することが求められています。

3つ目に感じることは、昨日も林議員が述べられましたが、二度と汚職事件を起こしてはならないということです。子供たちの荒れを考えると、我々政治家が子供たちの見本になるように常に努力しなくてはならないと思います。市民もそれだけの高い倫理を市議員に求めていることを実感しています。泉南市政に二度と汚職という汚点を残してはなりません。

前置きが長くなりましたが、大綱4点について質問を行います。

大綱第1として、環境問題についてお聞きいたします。

前議会でも今議会でも悪臭問題は大きな課題となっています。現状は、さきの質問にもありましたように、悪臭の解消にはほど遠い状況です。前議会で市長は私の質問に、悪臭問題は解決しなくてはならない、大阪府の幹部にも悪臭の対策を申し入ると答弁してくださいました。市長の申し入れを受けた大阪府の対応はいかがなものか、お示してください。7月18、19、20日、そしてお盆の悪臭の原因について報告してください。

次に、熊取の原子力施設との安全協定の進捗状況をお示してください。

大綱の2番目、街づくりについて質問いたします。

まず、新家駅前の渋滞対策についてお聞きいたします。新家駅前には、宮の大型開発、葬儀場の建設などさらに交通量がふえるのではないかと心配されています。踏切の遮断の時間が長いのも渋滞の原因だと考えます。電車が来るのを察知して踏切が上がる自動識別装置ATSP設置が有効だと考えますが、いかがでしょうか。

新家の駅前は、お年寄りは大回りをして避けて通り、雨の日は中学生でも自転車の通学が怖いと言われ、車の通行も恐ろしいという方も少なくない状態です。駅前の安全対策についてお聞かせください。

大綱の3番目、給食センターの改修問題についてお聞きいたします。

今、雪印食中毒事件や食品に異物が混入するなど食品への安全性への不安が広がっています。2学期より給食が始まり、不安が残ります。保健所が給食センターに行っている衛生確保と給食の安全性確保についての指摘の内容は、1、調理場内の換気を強化し、結露を防止すること。2、食器消毒保管庫の老朽化に伴う水漏れと乾燥不十分な点について改善すること。3、調理場床に汚水がたまるため、床を全面改修すること。4、下処理室の汚水が調理室に流れ込むため、その仕切り部分の補修をすることと、いずれも待ったなしに改善の必要があるものばかりです。

また、職員や業者の努力も限界に近いと聞いています。食中毒などの事件などが起こらないという保証があるのですか。事件が起こったときの責任はどのようにとられるつもりですか。改修計画について、その展望をお示してください。

大綱の4番目は、関西国際空港の問題です。

今、関西国際空港は、予想を超えて早く進んでいる1期島の地盤沈下や構造的な赤字など、いずれも安全や経営に直接かかわる重大な問題に直面しています。これらの問題は、関空地元市としてもこのまま2期事業が進んでいいのか問われる事態です。市長は、2期事業で4,000メートルの滑走路が必要だと述べられています。しかし、9月2日の朝日新聞では、関空滑走路も予想を超え



る沈下という記事が出ました。今求められているのは、2期事業ではなく、1期島の滑走路を初め地下対策など安全確保ではないでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、南ルートについてお聞きいたします。市長は、ここ一、二年で南ルートを取り巻く状況は大いに前進したと述べておられますが、果たしてそうでしょうか。例えば、ことし7月28日付の読売新聞には、南ルート期成会発足について「南ルート実現難関、膨大な建設費など課題多く」という記事が出ました。また、この記事の中で市長は、南ルートは海中トンネルにすれば、北側の橋が通行できないときの代替に必要なだと理解を得やすいと述べておられますが、北側の連絡橋が通行どめになったのは今まで何回あったのか、お示しください。

南ルートの建設は、市にとっても膨大な調査費などの支出を初め新たなむだと浪費の上乗せをするものであります。今、大きな流れとなりつつある公共事業の見直しにも逆行すると考えますが、市長の見解をお示しください。

以上で質問を終わります。答弁次第で自席より再質問いたします。よろしくお願いたします。議長（嶋本五男君） ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 関西国際空港のことについて御答弁を申し上げます。

まず、2期事業に対する見解と、それから1期工事の空港島の安全対策についてということですが、まず2期事業につきましては、本市だけではなくて地元泉州9市4町すべてが共同してその全体構想の推進を求めておりまして、当面段階的施工としての2期事業の確実な進捗を強く望んでいるところでございます。

さて、国の第7次空港整備計画において最重要課題と位置づけられております2期事業は、昨年7月14日に着工されまして、目下順調に進捗をしているところでございます。

現下の我が国やアジアの経済状況、国際的な航空競争、国内的には航空自由化の一環としての運賃自由化、あるいはスカイマークエアラインズなどの新規参入等、国際、国内にわたる競争激化の

ため、我が国の航空業界は短期的には厳しい状況に置かれております。

関空におきましても、昨年度の決算等を見ますと、旅客数は国内線、国際線とも対前年に比べ増加し、過去最高の2,000万人を突破、また貨物量は対前年比で大幅な伸びとなり、営業損益では214億円の黒字となっておりますが、それを大きく上回る有利子負債の支払利息などのために、最終的には経常損益として237億円の赤字という状況となっております。

関空会社は、この現状にかんがみまして、経営改善推進本部の設置、増便を誘導するための国際線着陸料の新規割引、管理・運営部門の人員削減や役員報酬減額等の経費節減策を実施していると聞いております。

運輸省も、このことや来春開港予定の韓国の仁川（インチョン）国際空港などを念頭に置き、関空の財政支援策の一環として、国際競争力強化のための国際線着陸料引き下げ補てん費や、また第1期事業の地下水対策費などを平成13年度予算の概算要求に計上したところでございます。

また、地盤沈下についての御質問もございましたけれども、当初1期島については最終的には1.5メートル沈下するであろうという予測をされておまして、現在まだその過程であるというふうに考えております。確かに予想を上回って早く沈下しているわけですが、最終的なことを申し上げれば、できるだけ早く沈下して早く安定するというのが一番いいというふうに思います。ただ、従来から上層部にあります沖積粘土層というのは比較的早く大きく沈下すると言われておりまして、その下の洪積粘土層は緩やかに沈下が進行すると。すなわち、20年、30年、50年スパンで沈むであろうというふうに想定されておりましたが、洪積粘土層も比較的早く沈下促進されているという結果だというふうに思っております。

あと、どの程度でおさまるかというのは、まだわかりませんが、関空会社の回答では、多少予測を上回っている部分もありますけれども、全体としてはおおむね予想の範囲内という見解を示されております。これは今後の推移を見守らなければいけないというふうに思っております。

それから、不等沈下については、当然こういうマッシュな構造物でありますから、場所によっては不同沈下するということは当然考えられるわけでございます、それはその状況を見ながら修正をしていくということになるかというふうに思っております。

したがって、この沈下対策、あるいは透水性が非常に大きくて地下水が高いという問題については、御質問があったように安全にかかわる問題でございますから、緊急として今回国の予備費から一部充当して、これらの対策を講じるということと、先ほど御答弁申し上げましたように、13年度の予算要求に盛り込んでいるということでございます。

次に、南ルートについての御質問でございますけれども、今年度国、運輸省、建設省両省を初めとして大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、さらには関空会社も参画いたしまして、南ルートを含む関空周辺地域交通ネットワークに関する調査を共同で実施することとなりました。これまで本市が提起してきた政策や要望活動、加えて市議会でのたびたびの決議や要望書の提出などによりまして、南ルートの理解の輪が着実に広がってきた結果だと考えております。

さて、現在の北ルートは、絶えず機能停止の不安定要因を抱いており、また上水道、電気、ガスなどのライフラインにつきましても心配な点がございます。さらには、沿道環境問題を考えた交通量の分散化、地域間の相互連携を支援する交通軸の形成、国際空港と一体となった広域交通体系の充実、将来的な交通需要増加への対応などを考えますと、南ルートの必要性は大きなものがあると考えております。

先ほど申し上げました韓国の来春開港いたします仁川国際空港においては、3本の連絡ルートが計画をされております。もちろん段階的に行うということではございますが、最初からそういう位置づけがなされております。

また、ことし1月、阪神・淡路大震災の震災を考えるシンポジウムが神戸で開かれまして、私もパネリストとして出席をいたしましたけれども、そのときに学者先生の間からも、阪神・淡路の教

訓として交通ネットワークというのはやはり代替ルートを常に備えておかなければいけないという提起がなされました。私もこの関西国際空港を例にとりまして、南ルートの必要性のお話もさせていただいたところでございます。

また、これらの事業をバックアップする組織といたしまして、先々月、7月27日には、大阪、和歌山両府県の自治体5市8町によります関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立いたしました。今後空港連絡南ルートを初めとする関周周辺地域における交通ネットワークの早期整備を目指しまして積極的な活動を展開してまいりたいと存じております。

なお、北ルートの状況につきましては、後ほど担当より御答弁を申し上げます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の質問のうち、新家周辺の悪臭問題について御答弁申し上げます。

当該事業所は、廃棄物を原料とする肥料化施設から生ずる悪臭防止対策については、さきの議会でも御答弁申し上げましたが、一定の施設の改善が図られたところでございます。しかしながら、もう1つの悪臭の原因であります畜産に伴う牛ふん等を事業所敷地内に野積みされており、これにつきましては目下、大阪府環境農林水産部環境整備室と、同じく農政室及び泉佐野市が連携を図り、業者指導に当たっていただいております。

大阪府からの報告では、野積み部分については10月末をめどに搬出するように業者指導を行っているとの報告をいただいております。また、これらの搬出作業時にも自然発酵に伴う臭気が若干出るとの報告も受けてございます。

また、お尋ねのお盆前後の日に特に悪臭がしました件ですが、大阪府の報告では産業廃棄物の搬入に伴う臭気であったので、事業者に対して特に臭気の強いものは搬入しないよう行政指導を行っているとの報告も受けてございます。

これらにつきましては、大阪府、泉佐野市と連携を密にし、この問題の解決に努めてまいりたいと、このように考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔大森和夫君「市長の申し入れに対する大阪府の対応」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その報告だけちょっとさしていただきますが、7月の17日に知事並びに大阪府幹部と大阪府市長会との懇談会がございました。その中で、私の方から担当の環境農林水産部長にこの悪臭問題の現状、これは泉南市だけではなくて周辺を含めて非常に迷惑をしておると、強力な行政指導を行うようにという申し入れをいたしました。部長の方からは、既に指導をしておりますが、引き続きさらに強力に指導したいという御答弁をいただいております。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大森議員の1点目の2番目でございますが、原子力施設との安全協定につきましてのその後の進捗について御答弁をさせていただきます。

茨城県東海村でありました株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で発生いたしました臨界事故は、これまで日本で経験のない大事故となり、国内を初め海外にも大きな波紋を呼びました。

その後、国におきましては、原子力関連諸法令の見直しや改正作業に着手をいたしまして、昨年末、原子力災害対策特別措置法が公布され、本年4月5日に原子力災害対策特別措置法施行令及び施行規則が公布されたところであります。

本市におきましては、これまでこの法や細則の動向を注視するとともに、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業に対して、今後より一層の安全管理の徹底を口頭で伝えるとともに、緊急時の連絡体制や定期的な放射線測定の結果報告など安全協定の締結を要望してまいりましたが、法や細則が昨年の事故を踏まえた上で制定されておりました、その内容は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲——EPZでございますけれども——の目安を基準といたしまして、原子力施設ごとに行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案をし、具体的な地域の決定がなされております。

具体的な数字といたしましては、京都大学原子炉実験所では半径500メートル以内、原子燃料

工業も500メートル以内となり、影響範囲が明確にされるとともに、関係自治体も固定されてまいりました。

よって、本市は法及び細則では対象外地域となっております。原子力関連事業者としては、協定書の締結については難しい状況であるとの意向であります。

市といたしましては、法及び細則により対象外地域となったといえども、市民の皆様方の不安が今もある以上、関連市町とも連携をということは、これは田尻町が隣々接でございますので、私とこと同じような状況ということでございますので、そことも連携をとりながら、また大阪府の指導、助言を得ながら今後住民の不安を払拭する方法等について検討していくということとあわせて、事業者にもその意向について十分伝えてまいって、住民の不安を払拭する方法等を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

状況といたしましては、以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 新家駅前の安全対策並びに交通渋滞の対策についてお答えをさせていただきます。

新家の駅前につきましては、既に御承知のとおり、駅前の南地区地区計画の都市計画決定を行いまして、これまで規制誘導と駅前の交通錯綜、秩序等を整備するために、大阪府の補助事業でございます地区計画によるまちづくり促進事業、また国の補助事業でございます緊急住宅地関連特定施設整備事業などを積極的に取り入れまして、地区施設の整備を実施しておりますのでございます。

平成9年の7月には駅前の交通広場の整備を行いました。また、ことしから事業着手し、13年度の完了予定としております地区区域内の道路施設の整備にも取り組んでおりますのでございます。

これらの整備に伴いまして、交通の円滑化や交通錯綜の秩序等、また歩道の確保等が図られ、駅前の交通安全に寄与されるものであるということで推進しておりますのでございます。したがって、今後は市街化の進展に合わせて順次地区施設道路の整備に取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

また、議員御指摘のとおり、朝夕のラッシュ時にはまたJRの遮断機が4分近くおりたままになるということもございまして、交通渋滞はかなりひどくなっていくと、改善策はほうっておいたら見込めないということもございまして、御指摘いただいとおりですので、この対策といたしまして、現在施工中の都市計画道路の砂川樫井線、また市場岡田線の早期実施によりバイパス化を図ることが最も効果的であると考えておるところでございますので、街路事業としては積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 大森議員御質問の学校給食センターについて御答弁申し上げます。

御承知のとおり、当センターは築後約25年が経過しており、建物あるいは内部の老朽化並びに厨房機器の使用消耗が相当進んでいる中、鋭意必要不可欠な補修点検を行い、今日に至っております。とともに、議員御指摘の安全な管理・運営につきましては、管理マニュアル並びに衛生管理チェックリストによって各作業ごとに細かなチェックを行い、おいしくて安全な給食を児童に提供しております。

平成8年のO-157の件以後、文部省よりウエット方式からドライ方式へ転換の指導がなされている状況の中で、現在の施設改善についてでございますけれども、関係機関等あるいは近隣の給食センター等の視察等を行う中で、1つの考え方としては、建物全体を新築していくという考え方が1点。これにつきましては、概算でございますけれども、13億から14億程度の予算が必要となります。また、現行の建物を使って中の改修をした場合、片方に給食業務を継続しなければならないということもあるわけですが、工期で6カ月程度、改修費用で、概算でございますが、9億から10億程度必要だというふうに試算いたしております。

今後のことでございますけれども、建物の改修に当たりましては、いわゆる耐震の問題等もございまして、今後もう少し詳細な調査研究を行い、財政事情等も考慮に入れながら基本的な方向性を

見定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 南ルートに関する御質問の中で、北ルート、すなわち現連絡橋の途絶状況の問いがございましたので、私から御答弁申し上げます。

現空港連絡橋は、強風、台風、路面凍結、積雪等の道路の通行どめ、速度制限、鉄道の運休がそれによって行われておりまして、その都度空港アクセスに影響が出ているところでございます。

まず、道路の通行どめを見ますと、最近の数字はつかんでおりませんが、平成6年9月の開港から平成10年8月末までの4年間、このトータル数字を見ますと、強風によるものが3日間、延べ8時間28分。また、阪神・淡路大震災によるものが1日間、延べ33分という結果が出ております。

それから、鉄道についてでございます。鉄道は、開港より少し前の平成6年の6月15日に運行を開始いたしました。それから、平成10年8月末まで約4年2カ月弱でございます。このトータル数字で見ますと、強風によるものが40日間、延べ110時間45分、それと阪神淡路大震災を原因とする鉄道の通行どめが1日間、延べ8時間56分という結果が出ております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） まず、悪臭の問題からお聞きしますけれども、白谷さん、お聞きしてた中に7月の悪臭の原因のやつも調べておられますね。それも壇上の質問の中で言うてます。以前から報告してるので、それもちよっと後でお答えください。

まず、きょうも朝大分悪臭いたしまして、きょう朝小山さんと話ししとったら、きのうの晩も11時ごろ臭かったという話で、今白谷さんの報告によりまして、野積みの搬出による臭気が若干出るという府の報告を聞いてるんですけども、若干でもありませんし、搬出が晩の10時や11時ごろ、それから早朝、こんなときに搬出があるわけないんですよ。そういう大変な状況、悪臭が以前よりひどくなったんじゃないかと思われるような状況になってます。せっかく市長が申し入れて

くれはったのに、こんな状況になってますね。

きょう朝、早速、質問の前やっただけでグリーン産業の隣のお宅に寄ってきました。大変な悪臭がしてました。大分連日の悪臭で身も心もくたくたというような状況で、御飯も進まない。ただ、生きなあかんから食べてるだけやと。もう悪臭の中、御飯食べてもいっつもおいしくないと、ノイローゼになりそうだというふうに話してくれましたけども、大概のお宅は部屋に入れば余りにおいはしないことが多いんですけども、そこのお宅は家までにおいしてましたですわ、きょうはね。

ここは、グリーン産業が牛ふんを野積みしてまして、それが倒れてお宅に入ってくると、こんなことがあったお宅なんですけどもね。とにかく言うてはったのは、市は助けてくれんのかということを言われましたですわ。私もほんとにこれを聞くと、今私だけじゃありませんけども、多くの議員がこの悪臭問題に取り組んでくれてますけども、ほんとに前進しないこの状況を心苦しく感じてます。

何でこんな問題が起こるんかね。ぜんそくも出ると。引っ越ししてる方も多いと。せっかく泉南市、特に楠台、見晴らしもええとこで、閑空も見えていいと。さっき市長が言われましたけども、元気のあるまちということで引っ越しされる方も多いんですけど、悪臭が原因で出られる方も多い。新家は悪臭のせいで地価も下がってるという話をこの地域の不動産屋の方がおっしゃってましたけども、新家というだけで安いですよというようなことをおっしゃってましたですわ。

私はこう言って、今運動がなかなか進まなくて、運動というか悪臭が改善できなくて非常に心苦しい思いをしてるんですけども、市長、その辺の考え、いろいろ御苦労なさって、府にも申し入れされましたけども、現状変わってない状況をどのように感じておられるか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の再度の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、今なお悪臭が発生しておるといことも、私承知いたしてございます。そのため私どもといたしましては、従来より御答弁申し上げておりますとおり、

泉佐野と、また大阪府の環境整備室にすぐ連絡し、対応に努めておるところでございます。

現時点では大阪府の担当者も、私どもの目で見ますとかなり頑張っていたいておるところでございますので、それらを温かく見守っていきいたいなど、このように考えておるところでございます。

それで、7月の17日という御質問もあったわけでございますが、（大森和夫君「18もやで」と呼ぶ）17、18ね。これにつきましては、私ちょっと具体的に何が原因かというのは報告を受けてございませんので、また私どもの環境の方から連絡いただき、後ほど御答弁させていただきます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この7月18、19のやつは、質問しますから調べといてくださいと言うった分ですよ。これは府に聞いたらすぐ教えてくれますよ。そんな、報告がないからじゃなくて、あなた方言うてはるように、府に積極的に動いてもらうんでしょう。そうやったら府にきっちり連絡とって、最低、議会で質問しますからという内容ぐらい聞いといたらどうですか。

これは、晩に臭くて、深夜に電話があったでしょう。こういうことを、ここの受付の泊まりの方は大変な思いで、一晩じゅう苦情を18日に聞いてはるはずですよ。その苦情の報告書もある分ですよ。こういう大変な悪臭の日、深夜に目が覚めたという方がたくさんおられる。そんな悪臭があったことを市がきっちり状況を把握してないというのは大問題ですよ。

それと、もう1つ言いますけども、これ市長が府に申し入れてくれはった、市長はちょっと質問にお答えがなかったんですけども、17日ですね。僕たちも地元の自治会長さん8名、7月17日、グリーン産業に悪臭防止の申し入れに行ってるんですね。18日の深夜非常に臭かった。これは多くの市民が怒った理由には、17日にグリーン産業に市民が悪臭に対して何とかしてほしいと申し入れて、グリーン産業も御迷惑をかけてることはよくわかってますと、何とか改善の方向で努力していきたいとおっしゃった翌日にこういう悪臭が起こって、地元の住民の方は非常に怒ったと。

私は、それでほんとに自分の非力とか、それからグリーン産業はなぜ言うてたことを早速次の日に守ってくれないかと怒りを覚えましたけども、今聞きますと、市長が知事に、府の幹部に申し入れた同じ日ですわ。その翌日に市内で、晩になったら寝てる方が目が覚めるような悪臭が起ったと。

市長、これね、残念ながら、市長が府にも申し入れてくれましたけども、それで市長が改善しなければならぬ問題だとお答えになってくれましたけども、こういう状況なんです。ほんとに市民が苦しんでる状況なんです。先ほどの質問、今のことも含めて、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その7月の18ですか、私が申し入れたのは17日でございますから、現状を十分訴えて、大阪府としても最大の指導、努力すると、こういうお話をいただいております。それとその現象というのは連動してものではないとは思いますが、その後、先ほど部長が答弁しましたように、特に私もあそこをよく通りますので、いろいろ現状については見ながらあれしてるわけなんです。野積みしている分は、8月に一部、それから9月、10月で撤去すると。大阪府から指導して、そして相手からもそういう計画で返答されてるといふふうに聞いてるわけでございます。

大阪府としては、かねてから泉南市あるいは泉佐野市、田尻も入ってでございますが、強く指導を求めてきた中で、その立場、要するに農林水産の方と環境の方と2つあるんですけれども、今はもう一緒の部になっておりますので、うちは1人ということでございますから、畜産の振興という部分と、それから悪臭といいますか、その部分と両方相まって指導できるわけでございますので、強く指導をしていただいているといふふうには思っております。

なお、もう少し、この9月、10月で搬出するということでございますから、推移を見ないといけません、その状況によってはまた改めて、この前私、泉南市として申し入れしましたが、

また泉佐野市長ともお話を、連携をとりながら府に対応を求めていきたいと、このように思っております。

〔大森和夫君「市は何かしてくれないかという市民の声に対して」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） 我々は、権限的にはなかなか至らないものがございますから、やはり行政権限のあるところできちっと指導をしていただくということでございますから、それが確実に履行されるように持っていくと、お願いしていくというのが我々の役目だといふふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 白谷さん初め市の職員さんも頑張ってくれてるのはよくわかってますけども、府にももっと緊密に連絡をとってもらって、すぐ教えてくれはることなんで。それで、お盆の悪臭は、白谷さんの報告があったように、臭気のあるものを持ち込んだと。これは、臭気のあるものは持ち込まないというきっちりした約束、この約束違反なんで、こんなことは大阪府や泉佐野、権限あるなしの問題じゃなくて、市として十分グリーン産業に対して物を言える大問題なんで、そういう点もきっちりやっていただきたい。

やっぱり市長がおっしゃるように、府の幹部を動かして、そういう大きな運動を起こしていかないと。ぜひ引き続き、市長も先頭になって悪臭問題に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、給食センターの問題をお聞きしますけども、平成9年にも改善勧告が出てますよね。これに関して換気が不十分であるという指摘がありまして、市の方では換気扇をつけるというふうに回答すると、これはそういう報告を受けたんですけども、この換気扇はちゃんとつけましたですか、お聞かせください。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 換気扇の件でございますけども、回答についてはそういう回答を当時出してたと思います。実際、回転がまから発生する蒸気の換気につきまして、一定検討したわけでございますが、現在8カ所換気扇が設置されるかと思うんですけども、それに換気扇をふやす

という方法では、建物の構造とか状況からしてこれは無理だということで、基本的にはいわゆる換気用のフードをつけて、ダクトをつけていくというふうなものにしないと完全に防止するということは難しいと。

御承知のように、給食センターの天井には大きなはりがついてるかと思うんですけども、そういった点で天井全体を一定やらないといけないということで、現在換気扇の設置ということについてはいたしておりません。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 教育長ね、これ平成9年、保健所からの指導ですよ。換気扇つけなさい。市の方は、教育委員会はつきますという回答をされて、つけてないんです。このままほうっといいんですか。吉野さんの回答では、私の質問に対して鋭意補修点検を行ってますと回答されてましたけども、換気扇、平成9年に受けた指摘がまだされていない。こういう状態、どう思われますか。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、大森議員さんからの御指摘、前回の議会でも御指摘を受けていた件でございます。平成9年度、それから先ほどもおっしゃっておられましたように、保健所からの4点の指摘を受けております。

今、部長がお答えをいたしまして、換気扇をつけるということで計画を立ててやっておりましたけれども、現実の問題、簡単な工事ではなかなかそれがやっていけないと。そういうことで給食センターそのもの自体、先ほども部長の方から答弁をいたしましたように、全面的な改修と申しますか、そういった形の方向で検討を重ねていかなくてはいかんということで、これも早急にかからなくてはいけないわけでありまして、財政的な問題、そういった面も考慮して、我々としても財政当局と御相談を申し上げた上で鋭意やってみりたいと。そのために、先ほど部長の方から言いましたように、いろんな形の方向を考えるための検討を今進めておるとい状況でございます。

先ほど御指摘を受けております換気扇については、現在のところ現状のままです。職員の方にも大変努力していただいて、安全でお

いしい給食が子供たちに当たるように努力、精励をしていただいているというところでございます。私も何とか早くという気持ちは持っておりますけれども、その辺のところを早急に検討してまいりたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 教育長、幾つか教育をめぐる情勢、施設の大変さがありますけども、この給食センター改修、全面的建てかえになるかわかりませんが、この優先順位はどんなふうにご考えておられますか。幾つか学校施設の改修もあるだろうし、その部分で幾つも幾つも問題がたくさんあるんですけども、どんな優先順位を考慮されるのか。

それから、ほんまに今の状態で給食の安全を守れるんかどうか。私は給食センターの方にお聞きしましたら、ことしは雨が少ないんで、結露が少ないから何とかいけますと。雨があるかないか、これが給食、食中毒を守れるかどうかの境目になっている。こんなひどい話はありませんでしょう。雨が多かっただうするんですか。心配でたまらんとということになるんですよ。その辺ちょっと、ほんとに給食の安全性を保てると思われてるのか、それと給食センターをどういう段取りで、どういう順位で改修、改善を考えてるのか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） お答えいたします。

確かに給食というもの、これは平成8年の0-157の事件以来、全国的にも大変大きな問題となっております。先ほども申し上げましたように、職員の方も一生懸命頑張って安全な給食を子供たちということで鋭意努力いたしております。

優先順位ということでも言われております。確かにいろんなもので教育関係についての財政的な問題がたくさん並んでおりますけれども、これをどれが第1位で、これが2位というふうに、そういう形ではなくて、多少の後先はあるかと思っておりますけれども、給食についてどうだとか、施設についてどうだとかいう優先順位というそのもの自体には、我々の方も今この場で優先順位1位がこれ

で、2位でというふうにはちょっとお答え申しかねるところがございます。

すべてそういったことに対して全部やっていくというのは、これは財政状況の厳しい中から、やはりそれだけの選択をしながら進めてまいらなくてはいけないと思いますけれども、特に給食に関して優先順位云々ということでは、今この場でお答えすることはできかねます。(大森和夫君「給食の安全性はどうですか」と呼ぶ)

安全性については、ほんとに十分考えてやっていかなくはいかんというふうに認識いたしております。(大森和夫君「大丈夫ですか」と呼ぶ)やれると思います。

議長(嶋本五男君) 大森君。

5番(大森和夫君) これね、そら言われるように教育問題は幾つも問題があるから優先順位をつけにくいと言うけど、1番ですわね、これ。こんなもん食中毒がいつ起こるかわからへんという保健所から指摘でしょう。これ1番ですわね。1番も幾つもあるというふうにお聞きしたいと思います。

あと、市長、これは財政問題が大きなネックであると教育委員会がおっしゃってるんですけども、これはどうですか。ほんとに給食センターの今の実態を聞かれて、給食の安全性が保てると思いますか。それと、財政状況がネックというふうにおっしゃってますけども、それに対するお答えをお聞かせください。

議長(嶋本五男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 児童・生徒が食する食材をつくっている極めて大切な施設でございますから、安全第一、衛生第一を考えるとというのは当然かというふうに思っております。

したがって、大規模改修でやるのか、あるいはいっそのこと建てかえてしまうのかというのは、やはり教育委員会で議論いただいて、こういうふうにしたいというお話を市長部局、これは予算措置を含めてあるわけでございますので、その中で優先順位をつけていただいて上げていただいて、その中で、予算全体の配分の中で私どもの方でどれを最優先するかということを決めていきたいと、このように考えております。

議長(嶋本五男君) 大森君。

5番(大森和夫君) 優先順位がつけられないぐらい大変な問題が幾つも山積みされてると教育長は言うておられるわけですよ。

〔発言する者あり〕

議長(嶋本五男君) 静粛に願います。

5番(大森和夫君) もう一度、財政問題がネックであると言われているのは、幾つも命にかかわるような問題、学校施設の問題もほうとつかれへん問題やと、そういう意味で優先順位がつけられないというふうにおっしゃってるんです。全部が1位やと、そういう意味やと思うんですよ。どれも緊急で、すぐにも要求したい内容やと、そういう意味でもう一度お答えしてほしいです。

何分でしたか。5分ぐらいですか。

議長(嶋本五男君) 4分までです。

5番(大森和夫君) それをお答えしていただくのと、あとちょっと時間がないのではしょってお願いしたいと思うんですけども、南ルートの問題ですよ。これは、北ルートというか連絡橋がとまる日にちを中村さんから幾つかお答えしてもらいましたけども、私が府の方に聞きましたら、そういうふうじゃなくて、簡単に何日ありますかとお聞きしたら、北ルートが連絡橋がとまった日、平成6年9月から平成12年2月まで10日間であると。わずか10日ですよ。10日間のために連絡橋、2,000億円から4,000億円もするようなものをつくるというのは、これは市長は理解を得やすいと新聞記者にお答えになってますけども、私はこの10日というのは理解しがたいんじゃないかと。それこそこんな予算を組めるような状況にないと思うんですよ。10日のために2,000億や4,000億理解が得られるんやったら、給食センターつくったりするのはもっと理解を得やすいと思いますよ。そういうふうな税金の使い方の点からもお答えしてほしい。

それから、滑走路の問題ですよ。朝日新聞の記事を紹介いたしましたけども、関空の1期の滑走路が沈下してると。この間、成田に空港特別委員会で質問に行きましたけども、滑走路というのは空港の命ですわね。必死になって成田空港の方も1本の滑走路を守る努力、そういうお話をして



くれました。そういう努力で今成田空港が成り立っていると。まさにほんまに空港の命は滑走路であるというのを実感したんですけども、その滑走路に予想を超える沈下が始まっているんです。

ですから、ほんまに今、関空1期のそういう安全性を守るというのは、南ルートをつくることよりもごっつい重大な意義のある、地元の市としてやるべき問題だと思うんです。そういう意味で市長、お答えください。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、北ルートが閉塞された日、これは今披瀝あったとおりだというふうに思いますが、何もそれだけを想定しているわけではございません。いかなることが起こるかもわからない自然界でございますから、いかなる状態にも定時性、確実性をきちっと守るのが国際空港の役割であろうというふうに考えております。

したがって、今まで起こった事象というのは、それはそれなりの見方はあるでしょうが、やはりこれから何十年、あるいは何百年使う空港でありますから、そのときにいろんなことが起こっても代替的に機能を果たせるような施設というのが当然必要だと。非常にマクロな話でございますが、そういうことでございます。

それから、これも新聞記事がちょっと違いましたので、私は海中トンネルとは言っておりません。海底トンネルと言ってあります。記者が間違っただけだというふうに思いますが、それだけは違いますので。

それと、1期の滑走路の沈下ということでございますが、これは先ほど来から言うておりますように、島全体が一定の速度で沈んでいくわけでございますが、これは全体としてカウントをしてあるわけ、いわゆる余盛りをしてあるわけでございます。多少の不同沈下はあるにしてもですね。ですから、それはその時点で計測をやってるわけですから、それを修正していけばいいわけでございます。最終的にどの程度でとまるかというのが問題だというふうに思っております。

したがって、当初予想したとおり終息していくのか、こういう沈下曲線がおさまっていくのか、なお沈みつつあるのかというのは、我々も関空会

社にももう少し詳しい資料をくれということをお願いしているわけございまして、そういうものをいただいた上でさらに検証していく必要があるというふうに考えております。

したがって、1期の安全対策に万全を期すというのは当然でございますし、これは大阪府・国等にも要求をしていきたいというふうに思いますが、それと2期事業の必要性の議論というのは若干別の議論だと私は思っております。

議長（嶋本五男君） 大森君。あと2分です。

5番（大森和夫君） 代替の橋が必要やというのも安全性の問題だと思うんですよね。そういう何かのときに安全性が大事だと。それで、あと採算性の問題は、これは今大事な問題、それこそ今問われているような問題だと思います。公共事業の見直しにしても泉南市の問題にしても、やっぱり採算性、財政の問題、そういう意味から考えましても2期工事や南ルートというのは考え直す必要があるんじゃないかと思えます。

それから、関空が今2年間の時限で滑走路の着陸料を減らすと、まけるというふうに報道がありますが、これはほんとに安全性を優先せえへんかったら、何ぼ利用料をまけたって航空会社は来ないと思えますわ。やっぱり一番大事なのは安全性、それを第1に考える。それから採算性、そういうことを考えると、やっぱり2期事業、南ルートという莫大な公共事業は、生活密着型から今言いましたような学校施設の改修、それから給食センターの改修などそういう部分にお金を回すべき、そういうふうにまた国や府にも市長は先頭になって要求すべきだということを意見に述べて、質問を終わります。

議長（嶋本五男君） 以上で大森議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

この場で暫時休憩いたします。

午後2時4分 休憩

午後2時6分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、泉南監報告第10号 例月現金出納検査結果報告から日程第6、泉南監報告第

14号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） それでは、議長の御指名を得ましたので、ただいまから平成12年5月、6月、7月の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成12年5月分は平成12年7月7日に、平成12年6月、7月分は平成12年8月21日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照会いたしましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告といたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———稲留君。

23番（稲留照雄君） 大変長い御経験の島原議員が監査委員としてこの1年やってこられたことに敬意を表します。ただ、これからの監査のあり方について少しばかり意見を申し上げ、お答えいただいて、御賛同いただければ大変ありがたいと、このように思います。

私も、長い間監査を受けていろいろやった経験がございますけれども、その監査の結果、理事者側が本当に反省をして、こうしなきゃいけないなあというふうに思ったことは、実は非常に少ないと思います。

今後の監査のあり方については、理事者側は計画をつくって、その計画を実行して金額が幾ら幾ら、はい、できましたというところまではいいいと思いますが、その成果について、結果について何らかのコメントをいただくような監査が必要ではないかと、このように思います。物づくりをして、その物が有効に使われたかどうかということですね。有効に使われたかどうか。あるいは、いろいろなところで……

議長（嶋本五男君） 稲留君に申し上げます。質疑ですか意見ですか。

23番（稲留照雄君） 質問してるんです。

会議は踊るといいまして、会議はしたけれども、結果はどうだったかなんてことも報告されることが少ないと思いますが、成果についてどのような評価をされているか、できればお答えいただきたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） 島原君。

監査委員（島原正嗣君） お答えをいたしたいと思いますが、元市長の御質問でございますし、かなり格調の高い御質問でございますし、私、まだ監査をさせていただいて満1年たっておりませんが、問題は、今一般的に各行政区の監査の使命と責任は、特に外部監査等に重点を置くべきではないかと、大阪府下の監査委員会総会等でも意見が出ました。

今御指摘の事業全体についての成果についてのあり方を行政にも評価さすべきではないかと、また監査委員としても調査すべきではないかという御指摘でございますが、全くそうだと思いますけれども、あくまでも監査の使命と責任は、それぞれの歳入歳出について適正に行われているかどうかということが、私は少なくとも第1の目標ではないかと。第2には、今御指摘の問題についても将来的にその事業の最終結果がどうであったかということの反省も込めて、行政の方にも意見の進言はいたしておるはずであります。

私、これ以上答えますと、どうかなという面もありますから、これくらいで御答弁を差し控えさせていただきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案につ

きましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第7、議会報告第1号 関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。真砂君。関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員長（真砂満君） 報告の前に参考資料を配付させていただきたいと思うんですが、お許しをいただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） お回しください。

〔資料配付〕

議長（嶋本五男君） 関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会委員長 真砂 満君。

関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員長（真砂満君） 議長から報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員会における現在までの調査経過と、その概要を御報告いたします。

本調査特別委員会につきましては、平成9年第2回臨時会において設置され、関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査について、閉会中の継続審査として付託されました。

それを受け本調査特別委員会は、付託された所期の目的を達成するために鋭意慎重に調査を行ってまいりましたが、結果的には本定例会までに調査の終結を見るに至らなかったものでございます。したがって、今回の報告につきましては、平成10年第2回定例会において報告いたしました中間報告から今日までの調査概要の報告であることを御了承いただきたいと存じます。

なお、報告に当たり、お手元に御配付いたしております資料を参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、本調査特別委員会における審査の概要について、順次御報告を申し上げます。

初めに、本調査特別委員会の設置については、

百条調査になじまないなどの議論があった中で設置され、その意を受けて調査の内容についての協議の過程では、その範囲等について委員間で議論がありました。そして、協議の結果、本調査特別委員会として調査範囲及び調査項目を平成6年3月定例会における反対決議にかかわる背景調査並びに平成6年6月定例会における白紙撤回にかかわる背景調査を調査項目に決定した経緯がございます。

なお、平成10年第2回定例会での中間報告では、反対決議における背景調査までの調査の概要を御報告申し上げておりますので、今回はそれ以降の本調査特別委員会における調査の概要を順次御報告申し上げます。

まず、本調査特別委員会中、第12回協議会を平成10年7月2日に開催し、その協議会において2つ目の柱である調査項目の白紙撤回に係る背景調査として、白紙撤回決議提出に至った背景調査、並びにその背景調査として白紙撤回にかかわる行政などからの働きかけ、要請の有無の調査として、白紙撤回決議の提案者及び行政側からは市長を参考人として招致し、意見を聴取することを決定いたしました。あわせて、各委員から提出の参考人に対する質問項目について、正副委員長において取りまとめを行った上で、次回協議会において質問項目について協議する旨の決定を行いました。

次に、第13回調査特別委員協議会を7月13日に開催し、前回決定の参考人に対する各質問事項の取りまとめについて協議を行い、参考人に対する質問項目として、白紙撤回決議の提案者に対しては、前回の参考人招致のときの反対決議の提案者に対する質問と同様の質問内容とし、また行政側参考人に対しては、白紙撤回決議にかかわる行政のかかわり、働きかけの有無及び一連の新聞報道の事実確認と、その中で他の機関からの白紙撤回にかかわる要請の有無などを主な質問内容として意見聴取を行うことを決定いたしました。また、あわせて調査のため当該調査特別委員会を7月末までに開催する旨の決定を行いました。

続いて、第3回調査特別委員会を7月28日に開催し、前回までに決定していましたが2名の参考

人を招致し、本調査の柱となる平成6年6月定例会における白紙撤回決議に係る背景調査として、その白紙撤回決議の提案者に対し、白紙撤回に至った経緯、白紙撤回に係る行政などからの働きかけの有無などの意見を聴取いたしました。また、行政側の参考人に対し、白紙撤回に対する行政とのかかわりと、一連の新聞報道との事実確認と、他の機関からの要請の有無等について意見の聴取を行いました。

なお、参考人の意見陳述の聴取の結果、白紙撤回の決議提出に当たっては、議員間での自主的な判断のもと提出されたものであり、あわせて行政を含めた他の機関からの働きかけ、要請などはなかったとの意見陳述でした。

また、委員会終了後、協議会に変更し、当調査特別委員会としての今後の調査の日程等について協議を行いました。

その結果を踏まえ、第15回協議会から第17回の協議会については、調査終結に向け調査のまとめについて協議を行いましたが、その中で質問者に対し参考人の意見陳述の中で具体的な内容の回答がなされなかったとのことから、2度にわたり参考人に対し文書回答を求めたものであります。

また、この協議の中にあつて、反対決議から白紙撤回の間の3カ月間において東京陳情がなされているが、その旅費について、旅費の執行問題が惹起し、その後の平成11年12月21日の第18回協議会において、以前の協議の中にあつて東京陳情については百条調査になじまないとの結論であるが、その東京陳情が行政側からの発議によるものか、また議会からの発議によるものかを確かめる必要から、行政側から当時の市長公室長、議会側から当時の空港問題対策特別委員会委員長を参考人として招致し、意見を聞くことに決定し、各党派において質問項目を取りまとめの上、提出することに決定いたしました。その後、参考人招致に向け3回協議会を開催し、各委員の提出の参考人に対する質問項目の協議、集約を行いました。

次に、第4回調査特別委員会を平成12年5月2日に開催し、参考人を招致して意見の聴取を行いました。参考人の意見として、東京陳情については、陳情には参加していないので具体的内容等

については一切関知していないとのことであり、また白紙撤回にかかわって他からの要請などはなかったとのことでした。

なお、行政側の参考人については都合により欠席の届け出がなされたので、委員会終了後、協議会に切りかえ、今後の対応について協議を行い、調査のために議会側の参考人の意見聴取のみで調査が十分可能かどうか協議する中で、どうしても行政側の意見を聞くべきであるとのことで、行政側の参考人として、再度当時の市長公室長の出席を求めることに決定いたしました。

次に、第23回協議会を過日の8月25日に開催し、再度参考人として招致した行政側の参考人にあつては、再度欠席であるとの結果の報告をし、については本調査特別委員会としての今後の対応について協議を行いました。その結果、調査の終結に至っていない中にあつて、本調査特別委員会としては今期の任期終了まで精力的に調査を続行するものとし、その内容にあつては、引き続き東京陳情時の調査を行うものとして、行政側から市長を、また議会側としては当時の議長を参考人として招致し、意見を聴取する旨の決定がなされました。

本調査に当たり、今日まで委員会は4回、それに付随する協議会は23回開催し、慎重に調査を行ってまいりました。

甚だ簡単ではございますが、以上が本調査特別委員会の現在までの調査の概要であります。

なお、本調査特別委員会に付託されております調査については、先ほど申し上げましたように、いまだ終結に至っておりませんが、本定例会は任期最後の定例会でございます。本調査特別委員会としては、今期の議員任期の期限である平成12年10月27日まで精力的に閉会中の調査として鋭意調査に努めてまいる所存でございます。その結果は、委員会の報告書としてまとめ、皆様方のお手元に送付させていただくことを御承願いたします。

以上で調査特別委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（嶋本五男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2番(小山広明君) この調査委員会が持たれまして、行政とのかかわりがどうかということを中心に調査をされたと思うのですが、この問題を状況的に振り返りますと、ちょうど平島市長がお亡くなりになって、その後市長が当選されたと。

私は今、記憶にあるんですが、市長が当選されて初めての空港委員会で、その当時は反対決議が上がってあった状況の中で、市長としてはこの反対決議を白紙にしてほしいというんか、そういうような発言があって、私はそのとき、当時は議会としての意思を尊重するべきであって、そういう議会で出た決定を撤回してほしいというのは問題だという発言をしたことを今覚えておるわけですが、その後、次の6月議会でこの問題が白紙撤回されて、いわゆる議員に議員がお金を配って贈収賄事件として、2人の議員が今ここにおらないわけですけども、やっぱり市長の明確な議会決定に従わないという、そういう姿勢が議会の中でそういう事件を起こす背景になったわけですから、行政がこの白紙撤回に対して何ら関係がないという市長の証言だけでは、なかなか私も納得しませんし、市民もそういう状況を考えれば納得しないわけですから、この調査についてはやはりもう少し、市長側だけの証言しかとれておりませんし、肝心の当時の空港の責任者はそういうことを一切知らない中でこの事件が起こっておりますから——あの東京陳情の問題ですね。

そういう点では、この問題はこの任期中には解決しなかったわけですけども、ぜひ次の議会に調査が継続されるような方向が私は望ましいんじゃないかなと思うので、今委員長から、なおこの議会が終わっても当時の議長、また再度市長に意見を聞くということが報告されましたけども、その点について委員長としてこの問題を、市民が負託した次の新しい議会に対して委員長としてはどのような御希望を持っておられるのか。その辺をひとつお尋ねをしておきたいと思います。

議長(嶋本五男君) 真砂君。

関西国際空港全体構想反対決議の白紙撤回にからむ市空港関連事業に関する調査特別委員長(真砂満君) 先ほど報告いたしましたように、本調査特別委員会の調査の内容は大きく2点でございま

す。

1点は、平成6年3月議会における反対決議にかかわっての背景調査、そして第2点が、今小山議員がおっしゃられました平成6年6月議会における白紙撤回にかかわっての背景調査でございます。上段の部分については、既に中間報告で御報告をしておりますのでございまして、後段の部分がまだ調査の終結に至っていないということでございます。

ただ、今小山議員がおっしゃられました市長がどうのこうのという問題でございませけれども、これは市長としては政治家でございませから、どういう考えを持つかはその市長の考え方であるというふうに思っております。

それで、調査が継続をしていない、今後どうするんだということでございませけれども、さきにも御報告申しましたように、任期が10月27日まででございますので、どこまでできるかどうかは別といたしましても、我々に課せられた期間中、精力的に調査を行っていきたいというふうに思っております。

ただ、定例会としては今議会が最後でございませから、この定例会という場で最終的な報告ができるのはきょうしかなかったということでございませるので、その期間中に鋭意調査ができて終了できれば、それはそれでいいというふうに思っておりますし、できるだけそれに近い形での調査を鋭意続けていきたいというふうに思っております。

ただ、後の部分につきましては、我々は次に選挙を迎えて改選されますので、私自身もどうなるかわかりませんし、そのことで縛りをかけるというのもしがななものかというふうに思っております。ただ、今も御報告を申し上げましたように、委員会としての報告書をまとめたいというふうに思っておりますので、そのまとめたものをもって次期改選される方が御判断をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

本件については、ただいま委員長の報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本報告については、委員長の報告のとおり了承することに決しました。

次に、日程第8、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（平成12年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号））について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願い申し上げます。専決理由でございますが、平成11年度老人保健医療費概算交付金及び審査支払手数料概算交付金の額が決定されました結果、平成12年5月31日をもって超過額205万7,000円の返還が生じたため、不足額の予算措置を必要とし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

3ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,311万円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては、7ページから8ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今、蜷川助役の方から簡単な御説明があったんですが、この専決理由の中にもありますが、11年度老人保健医療費概算交付金及びとなっておりますので、この2つに分けて明細を御説明いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この返還金の明細でございますが、諸支出金の返還金の明細は、支払基金の返還金が120万円ちょうど、そして大阪府の負担金の返還金、これが85万7,000円となってまして、合わせて205万7,000円の返還金と、内訳はそういうことでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、それは今歳出のところをそのまま読み上げたと思うんですが、いわゆる専決理由の中にあります交付金と、それから審査手数料概算交付金と、及びになっておりますから、ここをもう少し分けて御説明をいただきたいんですが。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この平成11年度老人保健医療費の概算交付金、これは先ほど言いました大阪府の医療費の負担金の意味でございます。そして、審査支払手数料の概算交付金、これにつきましては、支払基金の返還金で120万円と言いましたけれども、その分でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第9、報告第2号 平成11年度泉南市土地開発公社経営状況についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました報告第2号、平成11年度泉南市土地開発公社経営状況について御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

泉南市土地開発公社定款第18条第1項第3号の規定により、平成12年7月21日開催の理事会におきまして平成11年度会計の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これを報告するものでございます。

主な内容について御説明申し上げます。15ページをお願いいたします。事業外収入といたしまして5億3,668万3,871円、中ほどの欄でございますが、これが市に売却した収入でございますが、収入合計額は、借入金、事業外収入を含めまして7億6,752万9,774円であります。

次に、支出といたしまして、16ページに記載いたしておりますとおり、土地取得費1億6,383万9,474円を公共事業用地として先行取得いたしました。先行取得の内容は、砂川樫井線、信達樽井線道路新設改良用地、市場岡田線の各用地の取得であり、支出合計額が最下段8億8,210万5,946円となっております。

平成11年度末土地保有高の詳細につきましては、17ページと18ページにお示しておりますとおりでございます。

なお、平成11年度の当期損失は13ページの最下段にお示しているとおり1,407万412円となりましたので、御報告申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、土地開発公社の経営状況報告でございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） これは前のときに議論をしたんですが、いわゆる明細の方の一番最後尾にあります16、17、18という部分ですね。旧持家制度用地、それから鳴滝第一保育所用地、廃棄物処分用地という、これが本当の土地を買ったときの取得原価と、その後金利がどれくらいかさんでトータル——トータルはこれ合っておるんですが、そこを括弧づきでもいいからきちっと書いてくださいよということを書いて、そうし

ましようということを書かれたので、この辺の説明をいただきたいと思います。

それから、昭和63年とか48年とか、こういう、塩漬けを超えて下の底が抜けたような問題があるんですが、この問題は一体どうするんかですね。これ、理事会でどういう議論がされたのか。理事会というのは、市の幹部と理事会のメンバーが全く同じですから、よりその辺はきちっと自覚をして議論せなあかんと思うんですね。そら批判は当然ありますよ。同じ人間が違う組織、対立する組織におるわけですから、その辺はやっぱりどういう議論がちゃんとされたのかということが議会にも市民にも見えないかんと思うので、これは蜷川理事長はこの理事会には出席されたんですか。されたのであれば、特に新しい目でどういう議論がされたのか、当然何にもなしにシャンシャンで終わってることはあり得ないと思うので、その辺の御報告をいただきたいと思います。

それから、金利の分で、16ページの歳出の部分で金利が、支払利息が2億200万ということになる。これは金利が、今回ゼロ金利が少し金利がつくようになりましたんですが、金利が上がってくれば当然この金利は上がってくると思うのですが、この辺の支払利息の問題で、今年度とか次年度とか、そういう金利状況をどのように見ておられるのか。ここが大変ふえてくると思いますので、その辺の御説明をいただきたいと思います。議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社局長。土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 私の方から、御指摘の3点のうち2点お答えさせていただきたいと思います。

まず、1番目の18ページに記載いたしております16、17、18、平成9年、平成9年、平成9年というふうを取得の状況を書かしておりますけれども、何回も本会議でも御議論申し上げたんですけれども、公社が旧開発協会の土地を引き取ったのが平成9年であるという観点で平成9年というふうな書き方をさせていただいております。

ただし、理事会あるいは評議員会では、決算書の別様として、議員御指摘のような旧持家制度につきましては昭和47年取得、鳴滝第一保育所、あるいは産業廃棄物用地ですか、この用地につい

ては48年取得の物件でございますので、別様で議員御指摘のような記載はとらしていただいております。

そして、もう1点、金利の動向ですけれども、史上最低の金利と言われた時代が徐々に終わろうとし、最近若干金利が上がりました。その中で、平成11年の10月からごく最近まで1.575の金利で我々の方が借入れをさせていただいておりますけれども、この先10月からは前の金利1.875に戻るといふうに我々の方は考えております。

その中で、金利全体としては現在2億200万ぐらいの金利の総支払いを行っておりますが、0.何ぼの上昇ですので、年間にして約2,000万の金利が上がるのではないかというふうな推計を立てております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 長期保有土地の取り扱いについてお答え申し上げます。

7月21日に理事会が行われまして、理事会でも議論をしていただきましたが、理事会の前に評議員会、これは議会の議員の方々が委員に御就任をいただいておりますけれども、ここにお諮りをいたしております。

公社の長期保有土地の取り扱いにつきましてはこれまでも検討を進めてまいっております、ことしの4月には、前回の定例会でも私、御答弁申し上げましたけれども、自治省あるいは建設省から一定の方針、取得した土地をいたずらに放置することなく積極的な利用について検討すべきであるというような方針も出されておりますので、この方針をも踏まえまして、公社の長期保有土地について一定の取り扱い、例えば長期保有地で事業化が望めず、他の事業用地として用途変更が望めないような土地につきましては、損金の処理が可能な範囲で売却を行っていくというようなことで御議論をいただきました。

その席上、公社が売却できるかどうかということについて、法的な根拠も含めてきちんとすべきだというふうな意見が出されましたので、それにつきましてその後検討を重ねているという状況に

ございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 別添で示してるって、ここへ示してくださいよ。どういうことか、別添で示したものを、ここへつけていただければそれはいいですけどね、理事会に別添でつけられても、ここはわからないんで、言えるでしょう、これは、簡単にね。

それと、17番もこれは言えるんでしょう。金額的には大きいからね。金利はわずかに1,100万ですが、仕入れ原価みたいなことは2億8,500万になってますけど、これも相当金利の方が高いはずですから、この辺もちょっと判断するのにお示しをいただきたいと思います。

それから、これは法的な云々ということで理事会でもあって、建設省なり自治省の処分という問題があるということで、長期保有のものについては処分を考えるようにという、簡単に言えばそういうことだと思うんですが、その中で、前にも議論があって、この6番目の樽井駅前広場代替用地ですね。これ、8,000万で買ったものが現在4億円ぐらいになるとるんですね、簿価というのか。

こういうものが象徴的にここにちょっとあるのですが、これは市長も本会議でも答弁しとるんですね。処分については自治省にもお願いして、どういうことやるのか僕はわかりませんが、損切り、損が出た部分をどうするのかということですね。これ、方法があるんですかね。どういう方法でこの損を埋め合わせれるのかね。とても今の財政状況でもできないし、そうかといってどんどんこれから金利が上がってくる状態で、この4億円がどんどん上がってくるわけでしょう。これは金利を払とるわけですね、銀行に。

これ、僕は社会問題になると思うのは、全国の銀行、自治体がね、市が買い取らない限りは銀行のまるっきり100%損ですよ。銀行がもし倒産したら、この責任は市町村が、自治体が銀行をつぶしたという社会状況になると思いますよ、これ。そうでしょう。借って、普通のところだったら借りたら返さなあかんですね。借りるお金まで銀行が貸しとるんですね。



だから、銀行がつぶれなかったらそれでいいんでしょうけども、銀行がつぶれてお金がないという場合に、地方自治体が借りたまま——借りたというのは土地を買ったときにはもう払ってるからね、地主に。銀行は今度返してもらうのは、市が買わない限りは銀行が金を貸して銀行に金利を返してるわけですから。そういうような社会問題もやっぱり惹起すると思うんです、この問題。知らないからね。僕は議員になるまでこんなやり方があるなんて全然知らなかったですね。

これは、仮に市町村も担保を取っとれば、土地を取っていただきますと言うたら済む話ですわな。担保も設定してないわけやから銀行も大変だと、金融的なパニックになってきた場合に。そういう問題もやっぱり惹起するわけですし、それは回り回れば多くの国民、市民にやはり負担さしとると思うんです。銀行というのは民間であるけども、半公的な機関ですから、そういう点では地方自治体がちゃんと間違いのない計画を立てて買い取るということで、銀行もそれをまるっきり信用したんですね。地方自治体を信用しないところはないと思うんですが、その信用して貸したのに、20年たってもまだ買い取ってもらえない。それは、市民から預かったお金をそういうように注ぎ込んだるわけですね。これが議会のチェックも大変甘いから、とにかく行政裁量でやはりどんどん先行買いしていくと。

そういう問題を考えるときに、この問題はそれこそ、ほかの議員もありましたが、すべてオープンにして、市民にこのような実態もオープンにした中で、市民の批判の強い中で解決していかないと、今みたいに市の行政職員が公社の理事でもあるなんていうことだったら、どこもチェックできないわけですから、こういう問題はもっとわかりやすく市民的な感覚の中でこの情報を出して、やはり厳しい環境の中で解決していかないと、なかなかこれは解決しないと思うんですよ。

これはある意味で市民の責任にもなるみたいところで、議会があるわけですからね。そういう点で、この問題はみんなでどうしようかと考えないかん問題を持つとると思うので、蜷川さん、この問題はもう少しこういうものの構造、問題点も含

めて、やはり情報をちゃんと市民に出すということをしないと私は解決の方法がないと思うんですが、例としては6番の樽井駅前広場代替用地のこの問題ね。これは全く代替用地としてもずさんな、全くこれはもう利用見込みもないでしょう。こういう問題も含めて、ちゃんと市民の前に私は明らかにするべきだと。

前にちょっと提案したんですけど、そこへ買っというて、この土地は買った原価が8,000万ですと。現在、金利を払ったトータルが4億円になっておりますということを全部やはり長期保有土地については看板を立てて、これは市が買った土地ですと、公社がね。そういうふうにやっぱり市民が関心を持てるような方法を私は大胆にすべきだと思いますけども、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 土地開発公社の長期保有土地の問題につきましては、今議員御指摘のような問題点が多々ございますので、非常に全国的な問題であるということで、自治省、建設省とも非常に問題視しておりまして、基本的な考え方、今後の取得のあり方も含めて通知を出しておるわけでございますけれども、今御指摘ございました理事会のあり方等々につきまして、基本的に理事会の前には、議会の議員の皆さんで構成されております評議員会にかけようとしておりまして、売却等基本的な公社の方針につきましては、この評議員会にも諮り、評議員会の御意見も伺いながら理事会にかけていくというようなことしておりますので、市民の皆さんにも御理解いただける機会はあるかというふうには考えておりますが、現在の評議員会あるいは理事会のあり方について問題があるということでございましたら、これにつきましても一定の検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。

〔小山広明君「前田さん、別添問題」と呼ぶ〕  
議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社局長。  
土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 評議員会に別添でお示した内容でございますけれども、旧持家制度用地につきましては、取得年度昭和47年、取得原価が1億5,049万1,640円、支

払利息が6億8,269万9,226円、合わせて8億3,319万866円。

あとの保育所とか産業廃棄物用地も大体このような内容の額になっております。(小山広明君「取得原価だけ言うて」と呼ぶ)取得原価は、鳴滝第一保育所用地については5,789万6,210円、廃棄物処分場用地については1億3,824万3,000円。

以上、3事業についての説明を終わらせていただきます。

議長(嶋本五男君) 小山君。

2番(小山広明君) 私は、蜷川さんが今答弁したのは何を言ったんか全然わからないんですけどね。私は、この問題はもっと市民にもこの問題性を、長い年月でやってきたことですから、もう少し構造をちゃんと説明して、市民の厳しい批判の中で解決していかないと、今の職員、また同じメンバーが公社の理事ということでは、なかなかそれはできないですよ。

この問題は市民全体の問題でもあるわけですから、こういう問題性をやはり市民にきちっとわかるように市の広報なりでやって、解決はこれは何ぼ国に頼んだって延べ払いにするぐらいの話でしょう。棒引きにすることはないわけですからね。そうかといって国が全部持ってくれることもないでしょう。まあ起債みたいにしてくれるんでしょう。もうちょっと長い、ロングで月賦みたいにして負担しなさいよぐらいなものですわ。国から、そんな棒引きにできんわけですからね。

そうすると、いずれにしてもこれは市民が今すぐ払うのか、長期的に払っていくのかの問題は残ると思いますけどね。そういう点では、この問題はいずれにしても市民の大きな負担になるわけですね。そういうことを含めて、ちゃんとやはり情報公開を、わかる形でですよ。なかなかあなた方のさっき言う協会が公社に変わった段階で、もうそれで原価が消えてしまつとるんですね。

こんなことすべきでないですよ。問題はちゃんとはっきりわかるようにしておかないと解決はなかなか難しいわけですから、自分で自分のほったつたをつねるというたつて、それはきっちりつねられんわけですからね。やはり厳しい批判の中で

行政運営をしていく。財政問題でも全部そうですね。

そういうことで、この問題は特にわかりにくい問題なんで、よく市民にわかるようにこの内容を説明して、まあいけば最終的にはこの損切りは市民の負担にならざるを得ないということも含めてちゃんとやらないと、市民は関心持ちませんよ。そういうことを問うたんですから、ちょっとあなたの答弁、何言ってるんかわからないんで、ごめんなさい。

議長(嶋本五男君) 蜷川助役。

助役(蜷川善夫君) 再度の御質問にお答え申し上げます。

理事会の構成が職員ばかりであるというふうな御批判もございましたので、理事会、評議員会のあり方について私、御答弁させていただいたつもりでございますけれども、ただいま申し上げましたようなことで、土地開発公社の問題、非常に関心と呼んでおりますし、昨今の情報公開の流れの中で、市だけではなく外郭団体についても公開していこうという流れがございますので、土地開発公社につきましても情報公開につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

議長(嶋本五男君) 小山君。

2番(小山広明君) 検討じゃなしに、この問題はちゃんとそういうようにやってくださいよ。やりますということでももらわないと、検討という問題じゃなしに、これは大変な問題で、はっきりしてますよ、数字も出とるわけですから。いずれにしても市民の負担を求めないといけない、そういう問題ですわ。だから、そういう点で検討じゃなしに、ちゃんとこの問題については、市民がわかる形で情報をきちっと市民に公開してもらいたい。

私が提案したそういう具体的な市の土地には、ちゃんと囲いも入れて、ここは公社の土地ですと、ここは取得原価で——こういうものもちゃんと1つの方法として関心を持ってきますから、そういうことでやっていただきたいし、やっぱりある土地ですからね、子供の遊び場にしてあげるとか、ちょっと木でも植えて気持ちよくするとかね。どこでもほったらかしの草ぼうぼうじゃないですか、

あれ全部ね。そういうのは一体、わからないですよ、何がどう土地なのか。そういうことも含めてちゃんとやってもらいたいと思うんですが、もう答弁いいですけども、そういうことでお願いしますよ。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 14ページに負債合計132億6,400万、大変な額になっているわけですが、他市でも大変でしょうけれども、とりわけ泉南市ではこの総額、大変な額だというふうに思うんですよ。これ全部いわゆる借金ですよ。市長はよくダイヤモンド社の、あるいは東洋経済の泉南市の位置について言われるんですが、ちなみにお伺いしたいんですが、この借金総額ですね、土地を先買いました。これについては、大体額としてどのような全国的な位置にあるのか。

過日、ある新聞で県庁所在地で開発公社のいわゆる塩漬け用地を持っているところの借金総額、この順位が出ておりました。県庁所在地だけでしたけれども、たしか静岡がベストテンだと思います。ここは158億だったというふうに思っているんですが、泉南市の位置ですね、どの辺になるのか。市長、わかっておればお示しをいただきたいなというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは先ほど上山議員と議論した冊子には載っておりませんで、去年の全国都市データブックというその総版があるんですよ、私持ってますが、こんな分厚いやつですね。その中に債務といいますが市債、公社の分が入ってたかどうかちょっと確認しないとイケませんが、それにいろんな債務残高、あるいは人口1人当たりの債務の額、そういうランクがございますので、今ちょっと手元にございません。私の部屋にありますから、また後ほど見ていただきたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 静岡のベストテンの額、先ほどちょっと言いましたけれども、その辺と比較していただいても大変高い額だと。そういう額の高さでいけば、借金額の高さでいけば、まさに泉南市の固有の懸案事項だろう、こういうふうに

思うんですよ。全国でもありますけど。

そういう点を踏まえて質問に入りたいと思うんですが、最近、私不勉強で申しわけないんですが、何かこの開発公社の管理や運営、あり方について国の方から指導文書といいますが、通知というのが出ていたということだったんですが、その名前と中身について、特にどういう点が指摘をされているのかですね。ちょっと後学のためにお教えをいただきたい、こういうふうに思うんですが。

〔和気 豊君「助役さんがわかっているように言われたんで、助役に聞きたいんやけど」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 時代の趨勢として、土地開発公社が非常に厳しい目にさらされていることは事実でございます。その中で、議員御指摘の指導の中身なんですけれども、これは事務管理から、あるいは役員の設置方法、もうあらゆる公社の中身についての指導を受けております。

その中で特に国として力を入れている点につきましては、私ども泉南市の土地開発公社が従来から考えておりました保有地の売却、それと暫定利用。暫定利用することによって収益を確保し、損失というんですか、余り公社経営を圧迫しないという、この2点が大きな指導の内容だと、このように理解いたしております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 自治省、建設省、両省からの通知という格好で出ておりますけれども、これは先日土地開発公社の評議員会でもお配りをさせていただきましたけれども、基本的に土地開発公社の経営改善のための通知ということでございまして、1972年8月に同様の通知が出ております。公有地拡大推進法の趣旨を自治体に周知させるためということでございまして、この改訂版ということで今回通知がなされてございまして、名称は「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）の改正について」という通知文でございます。

基本的内容でございますが、先ほど来申し上げ

ておりますような塩漬け土地の積極的な売却であるとか、公社と自治体の土地の取得の関係、買い取り予定時期や買い取り予定額、そういうことを明示した用地取得依頼契約を書面で交わせとか、あるいは用途をあいまいにして土地を取得しないとか、そういうようなことを基本に書かれておる通知でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） それでしたらいただいておりました。申しわけありません。

今、細かい点をいろいろ言われたんですが、泉南市の長期保有地の処分にかかわっての条項ということならば、これはやはり開発公社をつかった地方公共団体が、それについて、売却についての明確な処理方針を持たなければならない、特に10年以上の長期保有地については、もう10年たつやつについては、この12年度中にも、12年度の3月31日で10年を迎える土地については、12年度中にも方針を立てなければならない。義務規定ではないですが、検討することと、こういうことになってるんですが、例えば先ほど小山さんからお示しのありました16、17、18ですね。これは最初協会で買って、公社に移転をしたけれども、いえうちは2本立てで建物と土地で行きましたから、協会と公社ということで2本立てでつくっておりましたが、ほとんどが一本で行っているということで、そういうことになれば、これは昭和47年に購入したと。もうあらかた30年前後たっていると、こういう土地ですよ。

ということは、これは早急にこの12年度中に、10年でもう方針を持って明確にせないかんとということになってるわけですから、当然これについては今年度中にはっきりとしなければならない。余り先送りするということは望ましくないというふうに思うんですが、そういう点で年度を限って、今年度中に特に10年以上たっている長期保有地については方針を出せると、こういうことについてはどうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま申し上げました通知は、ことしの4月に発布されたわけでございますけれども、本市の土地開発公社におきましては、

これまでから長期保有地のあり方、有効活用ですとか処分ですとかについて検討を加えてきておまして、その検討の過程といいますか、一端をこの7月の評議員会に諮らせていただいたものでございます。その段階で若干の注文と申しますか、指摘もございましたので、それを踏まえてさらに検討を今重ねているところでございます。早期に処理方針を確定し、進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私どもの任期はこの10月27日をもって終わるわけですが、まだ12年度は来年の3月31日まで続くわけですが、そこで検討された結果というのは、当然評議員会に、いわゆる議会の意思を一定反映させていただくと、変更も含めて、そういう余地はあるんでしょうか。もうあくまでも地方公共団体はということになっておるんで、理事会で、いわゆる公社の執行機関で処理をされていくということなのか、評議員会で一定打診を図った上で決定をしていくと、ということなのか、私は後段が望ましいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 公社の意思決定機関は理事会でございますので、最終的には理事会の決定ということになるかと存じますが、その前に通常、評議員会を設置いたしておりますので、評議員会に諮って、評議員会の御意見も聞いてまいりたいというふうに考えております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 先ほど小山議員の指摘がございましたように、前田課長の御説明を受けたわけですが、16、17、18番というのは、もう少し丁寧にこの記述をやっぱりしてほしいという要望だけ申し上げたいと思います。

それと、10年以上経過しているもの、それから利子が元金を上回っているものは全体の何%ぐらいなのか、物件としてどの程度あるのか、そして最大値をとっているものはどの程度なのか、当然公社ですから正確に的確に把握してるとは思いますが、それをまず説明していただきたいというこ

と。

それと、処分するに当たって、どのような手順を考えていらっしゃるのか。例えば、砂川駅前の元利合計二十数億円の土地を処分しようとする場合に、もはや5億か6億ぐらいの価値しかありませんよね。その場合、書類上で処理すれば約十七、八億円ぐらいの赤字決済しなきゃならない。そのときに一般会計から補てんするのか、どういう形でそういうのを処理していくのか、その手順と原資について説明をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 利子が原資を上回ってるということは、20年以上の物件がそのような物件になるのではないかというふうに考えております。公社で利子が原資を上回ってる物件は、廃棄物処分場用地、鳴滝第一保育所用地、旧持家制度用地、そして樽井駅前代替広場用地と、この4物件につきましては既に約30年の期間を経ておりますので、既に利子が取得費を大幅に上回ってる。これ以外につきましては、利子が上回ってる事実はございません。

そして、2点目の処分に当たっての手順ですが、そして2点目の補てんの方法ですか、一般会計の補てんの方法、これは非常に難しい問題ですので、現在事務局あるいは理事会の方で議論してる最中なんですけれども、我々が土地の売却物件、すなわち17物件理事会に売りたいという、理事の皆様方にそういった議案を提出したんですけれども、その中で幾つかの物件についてはこれは置いときなさいという御意見もいただきました。ほぼおおむね売ることに対して理事の皆様方は同意をいただきました。

そして、御指摘の砂川駅なんですけれども、砂川駅については、実は3物件の売却の書類を作成し、お願いしたんですけれども、恐らく砂川駅はバブルのちょっと下火になったときの購入なんですけれども、かなり高い値段で買っておりますので、恐らく売却原価がうちの持ってる簿価の3分の1程度になるのではないかというふうな考え方を持っております。

そして、一般会計からの補てんの問題ですが、この17物件すべて同時に売却した場合、

とてもやないけど対応できませんので、我々の方では1物件ずつ、一般会計から補てんのできる範囲で、確実に長い年数をかけて努力していきたいというのが公社の考え方です。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それでは、現在総額130億円余りですか。中長期的な計画で処分することですけれども、今200億円の一般会計予算の中で、今後退職金も年間5億出る出ないとも言われております。現状、ほとんど来年、再来年とかけて一番底をついてくるような、赤字決算を2年連続したというような一般会計状況です。どの程度でやられようとしてるのか。市長にお答えいただいても結構なんですけれども、例えば年間10億ぐらいで処分をやっていく。あるいは、そこまでできない。その辺の問題をもうちょっと具体的に明らかにしていただかなければこの議論をしても仕方がないので、わかる範囲で御説明お願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 前田土地開発公社局長。

土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 公社の考え方といたしましては、ある物件を今売ろうかということである議論を重ねてるんですけれども、1つの48年取得の物件を売った場合、仮に簿価が6億と想定した場合、売れる値段は約1億5,000万ぐらいではないかと。そのような損失をどのように補てんするかという考え方、一気に一般会計で補てんしていただくのではなく、私の個人的な考え方ですが、毎年5,000万から3,000万ずつ公社に補助金として入れていただいて、それを定期的に返還していくと、このような方法が一番最善の方法ではないかというふうな考え方を公社は持っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ということは、130億円の公社の負債——負債とは言えませんが、まだ有効利用の価値あるものはありますから、これを3,000万、5,000万単位でやれば、かなり気の遠くなるような年月を要するというです。もはや我々が全員いなくなっても、まだその130億の借金返済は続けているということな

んですね。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 公社の問題は、先ほどから説明してございますように、これは全国的な問題の1つでございます。全国で約1,600の公社がございまして、そのうちいろいろと課題を抱えてるのが200程度というふうに言われております。

また、もう一方、公社のあるべき姿として、標準財政規模から勘案して大体約2分の1ということは、本市の場合ですと60億程度が1つの公社の標準的なといいますか、健全的な目安ということも一方で言われてございます。

そういう中で、これは全国的な問題として、前から申してますようにそういうものの対応が1つございますし、それと先ほどから局長が申してますように、本市の特に抱えてる問題、それに個別の物件について現在それぞれ精査をしております、個別の直売、いわゆる売り払うものとか暫定利用とか、そういうようなことを具体的に今年度1つの計画なりを設定して、できるだけその負担を軽減していくという努力をしてみたいと思います。

今の時点で具体的に議員に答えられるような資料というのは、実際のところ持ち合わせはございません。それに向けて努力しているところでございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） お聞きしますと、ゼネコンとか銀行の負債隠しのような、同じような構造を持ってると。つまり、表に出して処分するには資金がない。だからそのまま放置し、しかし放置しても利子が増算されてくると。動きがとれない状況に置かれているというのが、今明確になったと思います。これ以上質疑しても答えは出ないと思いますが、今後こういうことを踏まえて、やっぱりバブルの下降期の中であえて買い求めていったという行政判断とか、今後は細心の配慮を払ってやっていただけるようお願いしたいと思います。

最後に1点だけ、元市長もいらっしゃいますが、例えばこの鳴滝第一保育所用地とか、あるいは樽

井駅前広場代替用地とか、30年ほど経過してると。この時々市長なり公社の担当者がこれに対して何ら処分への対応をなぜしなかったのかということ、わかる範囲でお答え願えたらと思います。

例えば、10年で今指示が、省令が入ってきますけども、10年以上のものは処分を考えなさいよとかというような話が今出てるわけですが、当然指示されなくても地方公共団体としてこんな4倍にも利子が膨れ上がってくるような土地をそのまま放置してたということは、非常にゆゆしき問題なわけですよ。その点、おわかりいただいている範囲でお答え願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは歴史的に相当長い経過のある物件もございまして。当時としましたら日本国民ほぼ全員が、土地というのは必ず上昇していくと、いわゆる右肩上がりですね、現実について最近までそういうことであつたわけでありまして。したがって、そういう状態でありましたから、公共用地を先行取得しておくという、公有地拡大推進法等によるこういうものが設けられて、その効果を発揮してきたと思うんですね。

ただ、それが順調に事業化されていっておれば、その時点で事業費の中で買い戻しなりしていったと思うんですが、実際はなかなかそれが滞貨していったと、たまっていたということが、今日を招いた原因の1つだというふうに思います。

それと、バブル崩壊後、右肩下がりに極端にそういう形になったという2点かというふうに思います。

したがって、私どもも、この中には街路事業用地とか、既に都市計画でびしっと決めた事業化をやっていける土地も相当ございますから、すべてが滞貨かということ、そうじゃないと思いますが、その中で峻別をいたしまして、当時買った目的の用に供さない、あるいは供する必要がなくなったものについては、やはり何らかの処分、あるいは他の目的で使うというふうにしていかなければならないわけでございます。今土地開発公社の方でもそのふり分けをさせていただいておりますが、ぜひ私どももこの機会に、損にはなりません

が、処分できるものは処分をする方がむしろ長期的にはプラスだという判断のもとにやっていきたい。

その場合のやり方としては、なかなか一度にというわけにまいりませんので、公社が直接処分できるのか、あるいは一たん市が買い戻さないといけないのかも含めて今検討をさせております。もし公社で直接に処分できるということであれば、その補てんについては一般会計から公社に対して、先ほど局長が言いましたような補助金のような形で、還付的な形で返していくというような方法も可能だというふうにも思いますので、今あらゆる方を講じて、その手法の問題と、それから識別をしております。

それから、今後については、最近は本当に事業に必要な、あるいは確実化されているものしか取得をしていておりませんので、今後ともかなり厳しい目で取得、もし買い取り申し出があったとしても、できるだけ対応をしていきたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 市長の答弁で、そういう方向でやっていただきたいと思いますが、ただ一部ここ1年ぐらいの経過を見てみると、まだやや優柔不断なところがあったのではないかと。やっぱり大胆にそういう施策展開は、できることはやるということを逡巡しないでやっていただきたいと、それだけ申し上げておきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———成田君。

14番（成田政彦君） 開発公社の土地の有効的な利用について、市民感情からどうかという面でちょっとお伺いしたいと思うんですけども、僕の整理しておることが間違っておるかどうかは別ですけど、泉南中央公園用地、これはあいびあのと、たしかあそこの土地を買ったんですけど、ここは職員の皆さんのいわゆる駐車用地として、たしか便宜的に今使用されとると思うんですけど、市民感情からしたら、砂川の駅前周辺にも市のいわゆる駅前再開発で買った土地がたくさんあるんですけど、市の職員の方は便宜的にいわゆる泉南中央公園の土地を、無料で借りてるのか僕はよう

わからないんですけどね。市役所が狭いということで、あそこを貸されとるんですけど、泉南中央公園用地については、少なくとも砂川榎井線と同じように、私としては計画的に、市としては少ない公園用地として20年計画ぐらいでこれは計画化すべきではないかと思うんです。だから、便宜的にあのまま市の職員さんにあの土地をずうっと貸していくのかね。

これは、市内に多くの土地開発公社の土地がある。砂川駅前はあるに混雑しとるのに、地主さんとの関係で駐車場としては値段が折り合わないということであのまま放置されとるんですけど、こういう土地開発公社の公有地を有効利用するに当たって、僕は市役所の職員の皆さんに市役所が狭くて土地がないということで貸す、それは意味としては非常にわかるんですよ。理解できるんだけど、ただ便宜的にあの土地を、例えば中央公園用地というのは支払利息が年間3億2,500万。つまり、年間それだけ、あれは職員さんにただで貸しとるかわからないんですけど、その上に駐車場がつくってあるということになると、市民感情から見たら僕はやっぱり——これはただかどうかわかりません。わからないけど、老朽化した市役所の当然出てくる問題があるんですけど、もうちょっと中央公園用地、こういう将来あるものについては、都市開発の上でこれはやると、これはしないというふうにはやはり計画性を持った土地利用を市民に示すべきではないかと私は思うんです。

でない、これは単なる利息を払ってる、これはいつまで行くかという問題になりますので、ここで十何項目あるんですけどね、例えば18項目の土地があるんですけど、この土地については計画的に市としては20カ年、30カ年かけて公園をつくるとか、これは払い下げるとか、そういう明確な位置づけをしないと、なかなか泉南中央公園用地でも、便宜的にあの土地だけ市の職員に貸していくのかという批判も私は出てくると思うんですけど、どうですか。

市としては計画的に、この土地はもう計画性がないから売却すると。しかし、将来公園として計画するのは、20年、30年で公園化するとか、金がなかったら何年かかかるんですから、市役所

もそうなんですけど、そういう抜本的なものを出不さい限り、これはずるずるとこのまま行っちゃうと僕は思うんですけど、これは市長にお伺いしないかね。これ、将来的に泉南市の都市計画の中の問題なもので、その点はきちっと位置づけしないとだめでないかと私は思うんで、その点市長はどうお考えですか。中央公園についても、今便宜的に市の職員に貸しとるけど、これは市庁舎の問題が出てくるわね、今度将来。もうちょっと10年、20年と計画をきちり立てなあかんのと違うかと僕は思う。その点どうですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今の利息は違いますので、トータルということでございます。

それから、御指摘ありました泉南中央公園の職員駐車場については、あくまでも暫定ということでございます。市民サービスに供するため、この市役所に従来置いておいたものをあけて、あちらに置かしておるということでございますが、あくまでも暫定ということでございます。本来の目的は中央公園用地ということで、都市計画決定もいたしておりますので、事業化のめどを立てていかなければいけないというのは、御指摘のとおりでございます。

ただ、大変広い、君が池と本田池と両方含んでおりますので、大変広うございますので、以前から段階的工事という形で中央公園の方は考えざるを得ないという方針であります。

ただ、まだ具体的に事業認可まで取っておりませんので、いずれにしても基幹公園になっておりますので、防災上も含めてやっていかなければならないというふうに考えておりますので、事業年度としてはかなり長期にわたろうかというふうに思いますが、着実に着手していくということがこの用地の買い戻しにもつながっていくということでございますので、私どもの方で今検討しておりますこの中央公園の事業着手について、さらに煮詰めてまいりたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

午後4時まで休憩いたします。

午後3時31分 休憩

午後4時 2分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第1号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員藤田小夜子氏は、平成12年10月31日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書21ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 本件に関し、御意見等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 21世紀、人権とか環境とか平和の問題が大きなキーワードになる時代を迎えるんですが、泉南市の人権に関する現実の状況というのをお教えいただきたいんですが、そういうことで今回の人権擁護委員、再任ということで、これまで活動されてきたと思うので、私は残念ながらお会いしたことはないのですが、意見を言うというのもなかなか言えないんですが、議会に意見を求める場合に、もう少しこの方の状況というのがわかる説明は、こういう場合にいただけないものでしょうか。意見を言うというだけですから、余り質問することはできないのかわかりませんが、泉南市の人権の状況、そしてこ



の方のこれまでの委員としての活動内容ということをお説明いただけたら、またそれを聞いて意見を申し上げたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 当上程されました藤田様につきましては、別記のとおりでございます。我々といましては、当然人権に関する相談をお受けし、この推薦されたメンバーによりまして人権相談を行っていることでございます。

ちなみに、本市人権相談の受け付け件数について御説明をいたします。平成9年4件、平成10年度10件、平成11年度13件、平成12年度、これは平成12年の8月の時点でございますが、4件の相談をお受けし、相談窓口として処理を行っているということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 統計からいっても年々ふえておるといえるのではないかと思います。

人権という概念は大変普遍的なものですし、やっぱり日々私たちの生活する上において、自分の人権が侵されておるといふ思いをとこどこで私自身も持つこともありますし、そういう場合にそういう人権擁護委員に相談に行くということが、この件数からいえばそう多くあるというようには見受けられません。

憲法の方では、11条に「すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として」というように、ここに基づいて人権問題が展開をされとるんだらうと思いますが、この方が相談を受けて、どのようなアドバイスなり判断をしたのかということ、もう少し突っ込んだこの方の活動——相談したらこの方自身が1人で相談を受けて、いろいろアドバイスをしたり、それから人権侵害的なことがあれば行政の方に指導したり、そういうことになるんでしょうか。この方の活動の具体的な内容ですね。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 小山議員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

当然、人権委員に関する件につきましては、人権擁護委員に関する事項ということで、委員の任期、それと委員の職務内容等々に分かれて、すべてにつきまして取り扱いの目的とか、どのように御相談をお受けし、どのようにするというにつきましては、すべて規約によりまして規制をされております。

その中で、現在定例の人権相談につきましては、毎月第3金曜日に行っております。それと、憲法週間、人権週間における特設人権ということで、これにつきましても当然人権相談ということでお受けしております。

相談者につきましては、自宅に御相談に来ていただいても結構ですということで、当然この人権擁護委員さん全体で議論をする場合と、それと当然岸和田の法務局と相談という場合と、個々の人権問題でございますので、慎重に取り扱っていただいているというのが現状でございます。

個々の人権相談については、当然上部団体でございますそういう部分で処理をしていただいているということでございますので、我々としてもその相談内容についてまで関知しているというものはございませんので、その辺は十分に御了解をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 人権という言葉は大変重い意味を持っていますし、関心のある問題ですが、この人権擁護委員という方の仕事がもうひとつやっぱり市民の中にも知られてないのが1つあるんじゃないかなと思いますし、そういう点ではどういう形で再推薦をしたのかわかりませんが、もう少しそういうことに関心のある方が公募するというんか、応募するみたいなこともやってやれないことはないんじゃないかなと思いますし、この方は現職としては2つ持っていられるということでしょうか。人権啓発推進協議会相談役、これは今提案されておるものとはまた違うんでしょう。それから、民生委員、児童委員もされていらっしゃるんですね。

こういうふうにやっぱりいろんな人がこういう任務を担って、行政理解をしていくということも

必要だと思うから、余りこういう公の立場を兼務するというのはどうなんかなと思うんですが、せっかく任期が来たわけですから、新しい人に人権のこういう委員になってもらうことは考えられなかったのかということを感じます。その辺は一回委員になると、充て職ではないんでしょうけども、幾つもの役職を持つというのは、余り私は好ましくないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろいろな行政委員につきましても、御指摘のようにできるだけ重複しないような形で、より広く人材を求めるといいますが、お願いするようにしていきたいというふうには思っております。基本的にですね。

この人権擁護委員につきましては、法務省の任命になるわけでございますけれども、ここにも一定の歯どめといえますが、余り長くないように、あるいは余り高齢にならないようにということで、新任の場合は65歳以下の方から選んでいくという方針と、それから再任の場合でも75歳を超えない範囲で再任をしていくというような方針が出ておりますし、ですから、それぞれの機関によって一定の目安はとっていただいているというふうに思っております。

確かにこの方は、本市の人権啓発推進協議会並びに民生委員、児童委員もされておられるわけですが、いずれも人権に係る委員ということもございまして、これは市の関係と厚生省の関係でございますが、法務省の関係の人権擁護委員ということも人権の基本にかかわる部分でございますから、この方に引き続いて、まだ年齢的にも若うございますので、お願いをしたいということ。

それから、本市では6名人権擁護委員がいらっしゃいますが、一応男女的に3名、3名という形で今お願いもしておりますし、この方は女性でございますし、そういうことも含めて再任をしていただくということについての推薦を申し上げたということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。意見にしてください。

2番（小山広明君） はい、意見にしときます。

この方は再任といいますが、再々任ですね。6年からやっていらっしゃるわけですから。民生委員といっても、実際そういう民生に必要な方の御相談を受けとるわけですから、そういう点では人権擁護委員の方がもっと実務に携わらずに、むしろ民生委員と市民との間の関係で、市民からいえば民生委員のあり方が少し問題だよというときに、人権擁護委員に相談に来るのかなと思うので、やはり執行者と、それを見て擁護するという立場とはちょっと違うと思いますので、できれば人権の場合はかなり憲法とも関連した大変重要な職務ですので、そういう執行するところにかかわる人は、私はしない方がいいんじゃないかなと思いますし、この方は3回目でございますから、できればやはり兼務してないこと。

それから、3回もこういう要職についてもらわなくても、もっと新しい人をつけたらいいのかなと思いますので、そういうことを配慮して、ひとつ今後こういう行政委員については議会の方に提案をしていただきたいと思います。そういう意見を申し上げておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する御意見を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第11、議案第2号 泉南市教育問題審議会条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市教育問題審議会条例の制定につきまして御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本市における公教育の振興と充実を図るため教育問題審議会を設置

いたしたく、本条例を提案するものでございます。

25ページをお願いいたします。全部で8条から成る条例でございますが、第1条で設置の目的、第2条でその所掌事務、第3条で組織、第4条で委員の委嘱等を規定いたしております。この4条の2項の規定は、諮問の都度それにふさわしい委員を委嘱するという趣旨でございます。以下、第5条で会長及び副会長の選任、第6条で専門部会の設置等審議会の運営上必要な事項を定めております。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を、また委員の報酬を定めるため関係条例の一部を改正する規定を盛り込んでおります。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———松本君。

6番（松本雪美君） この泉南市教育問題審議会条例ですけれども、この条例を制定することに決めたのは、どういうことが必要になってきたのか、それを聞かせていただきたいと思います。

それから、その審議会の委員は20人以内で組織するとなっておりますけれども、その20人の人たちの選出の仕方ですけれども、その選出は泉南市民の皆さんからどういう人を選ぶのか。

それから、専門部会を置くということになってるんですけれども、必要な問題を審議するわけですから、その審議するのは1つに定めて審議をするわけですから、その中で専門部会を置くということが一体どういうことなのか。

それから、もう1つ、審議会の招集ですね。招集をして、もしこの人たちの中に欠席者が出た場合も、少ない人数であってもこの会議を進めていけるのか、その点、4点お願いします。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 松本議員の御質問に御答弁申し上げます。

まず、第1点目は条例制定の必要性、根拠についてでございますが、所掌事務のところにも書いておりますように、今後の教育行政の新たな課題、とりわけ重要事項につきまして調査、審議するた

めに設けるわけでございますが、重要課題、大きく社会環境、時代変化の中で、御承知のとおり教育全般がいわゆる転換期に来ておるかと思っております。そういった意味で、そういう全般的な教育状況の推移を踏まえ、議会等でもこの間御答弁申し上げておりますように、教育問題全般にわたって、その中でとりわけ本市教育委員会にとって重要事項だと思われるものについて調査、審議をいただくと、このように考えております。

次に、専門部会の方でございますけれども、第6条に書いてありますとおりであります。1つの諮問事項について調査、審議をしていく過程におきまして、特にその中の課題等にかかわって細部にわたって検討の必要がある場合、もちろんそれは会長の判断によるわけですが、その場合は専門部会を置くことができるといたしております。当然一定の調査、審議が行われたら、それを審議会の方に戻して、審議会の方で再度御議論をいただくと、こういうことになるかと思っております。

それから、審議委員20人の選出についての考え方でございますけれども、基本的にはそこにございますように、それぞれの諮問事項について識見を有する方ということでございますから、諮問内容によって当然変わってくるわけでございまして、例えば幼稚園問題ということでの諮問がされた場合につきましては、今申し上げましたように幼稚園問題について深い経験や理解、広い意味の識見を有すると、そういうことの中で考えていきたいと。具体には教育委員会が委嘱するということでございますので、教育委員会として検討、審議願って、委員の選定を行っていくようになるかと思っております。

それから、会の成立でございますが、施行規則の方におきまして、審議会の議事というのは出席委員の過半数をもって成立と。可否同数のときには議長の決するところによると、このようになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 今聞かしていただいたら、緊急に今必要に迫ってこの条例を制定をするに当たって、何が泉南市で起こってきているのか、そのことを聞かしていただきたいと思ったんです。

今のお話でしたら、教育全般にわたって、泉南市の教育の転換期やということで、重要事項の審議をするとおっしゃいましたが、今泉南市で何が必要と教育委員会は考えてるか、それを私たちには示してもらえていけませんので、その辺を聞かしていただきましたかったんです。

それから、識見を有する人たちということで、そういう人の中から選びたいということでしたが、内容によって変わってくるとおっしゃいましたが、例えば泉佐野なんかの例を挙げてみましても、最近こういう教育問題、統廃合問題なんかもあったりして、校区編成の審議会とか幼稚園問題の審議会とかあったということで、そういう条例を取り寄せてみましたら、その中には、20人の審議会委員が選ばれる。その選ばれる人はどんな人かということ、例えば市議会議員代表とか学識経験者、私立幼稚園の園長さんの代表とか、町会の代表とか、PTAや市職員、こういうふうなことで位置づけられております。

泉南の場合は、一体何を今審議をせんといかんような状態になって、理事者側からこういう審議会を開いて市民の御意見を聞きたいということで問題を諮問されるわけですから、この条例制定に当たっては、今泉南市で何が起きているのか当然示していくべきだし、その選ばれる人、20人ですが、この20人という人たちが本当にその問題をちゃんと論議できる人たちなのか、市民の声を十分に反映していくことができる人たちなのか、その辺のところは、あなたの説明では識見を有する者の中からということで、一体何が何だか私にはわからないので、どう考えておられるのかをお聞きしたいんです。

それから、専門部会といいますが、その専門部会は、この20人の中から選ぶということですよ。その辺もはっきりとわからないので、また別に違うところで専門部会を持たれて、そしてこの20人の審議会に問題を返してくるのか、中で専門部会を置くのか、外から専門部会を置いて意見を聞くのか、その辺はこれではちょっとわからないですね。お願いします。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 松本議員の再度の

御質問に答弁をさせていただきます。

先ほど泉佐野の幼稚園問題の審議会の御紹介があったかと。私どもも近隣の市町村、あるいは府下の市町村の資料等一定取りそろえておるわけでございますが、まず、識見を有する者という点でございますが、先ほど申し上げましたのは、ごく一般論で申し上げさせていただきました。それで、やや具体的な問題として置きかえて、何をこそ諮問していくのかとかいうあたりについて御答弁させていただきます。

3月議会等でも若干御質問がありましたので、御答弁させていただいてるかと思うんですが、いわゆる幼稚園の今後のあり方につきまして1つは諮問をして、これは教育委員会の方で御議論をいただいた上のお話ですけども、考えております。

御承知のように幼稚園問題につきましては、文部省の方から平成13年度を一定のめどに幼稚園の今後の振興計画を策定するという指導が出ておりますし、中でも3歳児保育の実施につきまして、一定のめどが出されております。つまり、全国レベルで一定の制度に求められているものがあると。

したがって、先ほど言いましたように大阪府下の各市町村におきましても、例えば近隣で申し上げれば、平成9年が阪南、それから6年が泉佐野、それからこの近辺で一番新しいのは泉大津だと思うんですが、いずれも諮問事項というのは幼稚園問題でございます。そういう状況を見定めたとということで、幼稚園の今後のあり方につきまして諮問いたしたいというふうに考えております。

したがって、審議会の構成につきましては、今後のことになるわけですけども、一応目安として議会関係者、学識経験者、あるいは関係団体関係者、それから行政職員、都合20名というふうに考えております。

委員につきましては、条例の第4条で触れておりますように、諮問に係る審議が終了したときは職を解くと、こうなっております。したがって、一定の諮問をし、一定の答申を得たならば、その時点でその件は1件終わると。委員も解任と。ですから、次にまた別の内容を課題とする諮問が

出された場合には、またその課題に応じた構成になってくるのではなかろうかと、このように考えております。

以上でございます。

〔松本雪美君「専門部会のことを」と呼ぶ〕  
教育指導部長（吉野木男君） 専門部会につきましては、お手元に配付してなくて申しわけございませんが、施行規則の第3条の方に、専門部会の委員は審議会の委員をもって会長が指名すると、こういうふうになっております。

したがって、議員御指摘のように、審議委員の中から、審議の経過の中で細部にわたってある課題を調査、審議してほしいというような判断が会長から示されましたら、その中で選任され、指名をされ、そして一定細部にわたった調査、審議したことを再度審議会へ戻して、全体の審議に供すると、こんなふうになるかと考えております。

以上でございます。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ただいま部長の方から規則でうたっていると、こういう意味のことがありました。従来こういう条例については、そこに触られていない部分、別途規則で定めるという場合にはやはり規則なんかもお出しをいただいて、審議がスムーズに進むように従来からそういう方法をとっておられますので、議長に御配慮いただいて規則をお出しいただければ、読めばもう必要ないわけですから。なければまた再度質問することになるわけですから、議事がスムーズに進むようにひとつ御配慮いただきたいと思います。  
議長（嶋本五男君） あるようですので、配らせます。

〔資料配付〕

議長（嶋本五男君） 配付漏れはありませんね。

では、質疑を続行してください。松本君。

6番（松本雪美君） もう意見を述べて終わってきますが、私は当該議員として議会前の文消の協議会の中でも聞いたんですが、さっぱりわからなかったんで聞いたんですが、やっぱり答えはわかりませんでした。そのときに私も気がついてたらかったんですけども、答えもいただけなかった

んで気がつきませんでした。こういうふうな規則がちゃんとあって、これ一目見たら、私の質問したことはほとんどここで出てるわけですよ。（松原義樹君「文消で出してなかったか」と呼ぶ）  
出されてませんよ、こんなもん。出されてませんよ。だから私はわからないから、もう一遍この会議で質問させていただいたんじゃないですか。

そういうことできちっとね、やっぱり議会に臨む以上は、議案の提案するときは、私たちが理解できるものにしていただきたい。この意見を述べるときです。

議長（嶋本五男君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） 質問の前に、今松本議員さんからの意見の中で、施行規則は委員会で配付はされてなかったんでしょうか。なかったんですか。（松本雪美君「なかったです」と呼ぶ）事前に議案説明するときには、各委員会されておりますので、事前説明ですからその辺は丁寧に説明をされるべきだろうというふうに思います。

それで、質問に入らしていただきたいんですが、もともと私も一般質問なりで質問してまいりましたので、今議会で条例が出されたということですから、それは一定評価をしたいというふうに思います。

ただ、今の御説明を聞いてますと、今教育を取り巻くさまざまな問題がある。ですから、この際審議会を設置して、各方面から御意見をいただきながら、今後の公教育についてのあり方について一定の指針をいただく、それを生かしていくという方向性については何の異論もないわけなんです。ただ、今御説明を聞いてますと、どうも幼稚園の問題がまずありきでやられるというふうに感じられたのですが、その他の問題については、その幼稚園の問題が終わって後にされるのか、一緒にされてやられるのか、そのあたりの手法についてはどうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） まず、基本的な考え方から申しますと、条例にもうたっておりますように、諮問させていただいて答申が出た段階で一定の役割が終わるということでございますので、基本的には1つの諮問事項が結論が出た段階で、

一定諮問をさせていただく場合にはめども含めて  
お願いするわけでございますけども、1つの課題  
についての諮問をし、答申をいただくと、次に新  
たな課題へまた、もし諮問するような事項があれ  
ばお願いをしていくと、基本的にはそうなるかと  
思います。

ただ、審議の過程の中で、すぐれて幼稚園問題  
に関連するような課題が仮に惹起したという場合  
につきましては、その中に追加をして御議論いた  
だくということもあるかと思えますけども、手法  
的にはそのように考えております。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 私は、やり方はそれはい  
ろいろあるというふうに思うんですけども、こ  
こに専門部会という項目を第6条であえて設けて  
いるわけでありますから、その1つ1つの審議を  
終えてどうのこうのというんじゃなくて、幼稚園  
問題は幼稚園問題であるでしょうし、小学校の校  
区の問題であるとか統廃合の問題も含めて、いろ  
んな課題があると思えますし、幼稚園の問題と学  
校の問題というのは一体のものであるわけですか  
ら、幼稚園問題は専門部会の方ですべきではない  
のかなというふうに思うんですよ。1つの項目で  
審議会を設けて、審議委員の中から専門部会を置  
くのではなくて、全体の審議会として専門部会、  
幼稚園だったら幼稚園の専門部会を置くべきでは  
ないのかなというふうな気がしますし、本来はそ  
うあるべきではないのかなというふうに思うんで  
すが、そのあたりの見解の相違というのはどうな  
んでしょうか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 審議会全体の考え  
方としては、今真砂議員御指摘のような考え方も  
十分に成立し得ると思っております。

例えば、堺等ではそういった手法をとられてお  
るようでございますが、うちの教育委員会といた  
しましては、全体像を明らかにして個別課題を明  
らかにしていくという手法と、個別課題を一定方  
向づけをして、その関連として議員御指摘のよう  
に、ある面では幼稚園のあり方を御審議いただく  
ということは、答申の方向性としては恐らくは小  
学校に波及をしていくであろう問題も出てくるの

ではないかと、そういうふうに考えております。

そういった意味では、次の課題への関連性とい  
うんですか、具体的に幼稚園問題1つ考えても、例  
えば適正規模、適正配置等の議論をいただくとす  
れば、当然小学校区が現状でいいのかどうかと。  
ただし、重きをやっぱり今後の本市の公立幼稚園  
の役割は一体どうなのかということを基軸にまず  
は議論していただいて、審議をいただいて、結果  
として例えば規模の問題なり配置の問題を考える  
場合に、小学校区が現状でいいのかどうかと、そ  
のあたりにつきましては、恐らくは園区の問題を  
議論するということにもなるかと思えますので、  
方向性としては答申の中に出てくるのではなかろ  
うかと、このように考えております。

〔松原義樹君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 松原君。

8番（松原義樹君） ちょっとどこまでどうい  
う話をしていいかわからんですが、今真砂議員が  
言われたこういうものがあったのですかというこ  
とについては、まず答えて、ありましたよ。あっ  
た上で、ここの中で審議会が1回目に関われると  
きには、それは議長がおらんわけですから、議長  
は教育長がやると。どこに書いてあるんですかと  
いうて、この本のこれにあったわけでしょう。そ  
して、専門部会をやるというときには、部会長  
が決めるまでには少なくともその専門委員の中で  
だれかが決めるか、そのときの最初の議長は教育  
長がまた始めるとかというようなことも……

議長（嶋本五男君） 松原君、議事進行か意見か  
どちらかはっきりして。

8番（松原義樹君） 意見もあるんです。

議長（嶋本五男君） いやいや、それはだめです。  
議事進行だけ。

8番（松原義樹君） わかりました。そういうこ  
とで、言われたことについては答えたらどうでし  
ょうか。

議長（嶋本五男君） 松原君、どうい議事進行  
かはっきり。松原君。

8番（松原義樹君） ごめんなさい。言い方がお  
かしかったかな。とりあえずこれは配ってない  
ということをそのまま認めて今会議が進んでます。  
それじゃなしに、そのときにはそういう形で配っ

たということを確認するために、議事を進める時間があるですから、ちゃんとそれだけのものを確認したいということです。

議長（嶋本五男君） 松原君の言うてるのは、文教委員会にそれが提出されなかったということ、それは文教委員会の問題であって、議会の問題でございません。委員会の方で提出を求めてなかったということでございますので、委員会の方で処理していただかないかということですから。

議事進行します。真砂君。

12番（真砂 満君） もう3回目ですので、何か腰を折られましたので最後にしますが、やり方ですから、どちらがいいかというのは、また議論のあるところだろうというふうに思います。

ただ、やっぱり公教育を取り巻く問題というのは非常に多いですし、多岐にわたってますし、関連性もあるということ念頭に置いていただいて、今教育委員会がやられようとしているやり方の中でも、1つ1つ答えを出していく中で関連性をきちっと持たせていってほしいなというふうに思います。

以上で終わります。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 先ほど20人の委員についてちょっと御説明があったんですが、議会の代表が入るというような話があったんですが、これは行政が一定の決定をするときにいろんな意見を聞くということでしょう、これはね。議会の代表が入っちゃうと、もう議会の意見は聞きましたよということで、議会の審議権の問題とどうなるのかなと思うんですが、これはペーパーにはどこにも書いてないんですね。

やっぱり行政は行政で独立しとるわけですから、その辺をきちっとやらないと、聞きましたよと、これは議会の声も聞いた、市民の声も聞いたという、何かそういうアライヴづくりみたいな審議会になったんではいけないので、委員の選び方にしても、学校の意見は校長会の長とか、そういうやり方じゃなしに、教育というのは個人というものをベースにして成り立つとるものですから、もう少しそういう、本当に子供を抱え、子供とマン・ツー・マンでやっているような、そういう父兄、

親御さんとか、そういうものをやっぱり重点に置くべきじゃないんでしょうかね。

ちょっと議論から気になったんで、その辺でちょっとこの審議会が一体どういう性格を、単に聞きましたよというだけで、それが何かお墨つきみたいな形で議会に出てくるという構図は僕はまずいと思うので、その辺をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、重要な事項ということだけしか言葉がないから、何が一体重要なのかというのがわからないんですが、教育委員会というのもあるんですね、審議機関としてはきっちりね。教育機関で議論して決められないことを審議会ということもちょっとまずいと思いますし、教育委員会の中でも専門的なことについては、議会もそうですけども、そういうことを聞くことは制度的にできるわけでしょう。

やはり行政改革と言われる中で、こういう組織をたくさんつくって、それが有効性を持てばいいんですが、何かほんとの意味で議論を封じるようなことになっては問題ですので、今こういう審議会なり委員会をつくる場合には、現在の組織、委員会がちゃんと機能してない部分もちゃんと点検をして、その辺を十分した上でなお足らないというものであればいいんですが、その辺のこの審議会の持ち方の位置づけがちょっと私も理解できない。

これは、今も他市でもいろいろつくってきたという報告もありましたが、横並びで全国的にこういう教育委員会に審議会ですか、こういうものがつくられる傾向の中にある1つの動きなんですか。そういうことが1つ。

それから、議論ではやっぱり荒れ問題、学校問題ということで、学校のそういう今対応できない、学校の今の組織が戦後進めてきた中で、子供の教育に対して制度的にもなかなか対応できないから、根本的に見直そうという中で、そういうことにこたえるべき審議会とすれば、余りにも課題としてある問題からいえばこんな審議会でするはずないわけですから、その辺の審議会を持つに至った主体的な御説明をもう少しいただきたいと思います。

それから、この条例を読みますと、会長にすぐ権限がありますね。普通であれば、会長にも権限はあるけども、委員にもこういうことを議題にしてほしいということを発表する、そういう委員からも双方向的にやっぱり問題提起ができるように普通はなっとなつて思うんですが、これは会長のみが何か権限を持っておるということになっておるんですが、その辺はもっと民主的に、20人の委員が会全体についても1つのリーダーシップをとれるように本来はすべきじゃないかなと思いますので、その辺をひとつ御説明をいただきたいと思います。

それから、傍聴の問題で、この規則が出ましたからわかったんですが、原則公開なんですね、これは。特別な場合には非公開とすることですから、一般市民にこの審議会が開かれるということがどういう形で周知徹底されるのか。これは議会もそうなんですが、市民に制度的には会議が開かれるまでになかなか周知徹底できない現実があるんですね。これは現実に立って新しく審議会をつくるわけですから、全市民にこの審議会が開かれることがちゃんとわかるようなこともあわせてここにきちっとしておくべきじゃないでしょうか。

教育委員会に倣ってやるということになってますけども、教育委員会のこれを見ると、単に市のだれも絶対見ないと思いますあの掲示板の中に公告するだけでしょう。あんな、本当にこれは市民をばかにしたやり方だと僕は思いますよ。あそこに何かずらっとつるしてね。あんなとこ、だれも僕は見る人はないと思うんで、もうちょっと市民が見れるような広報というんですか、それもやっぱりこの新しい条例をつくる時に考えて出すべきだと思いますけど、どうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

また、先ほど松原議員の方から議事進行がございましたけれども、議長の方で取り違えておりましたので、訂正をいたしておきます。

松原議員の方からの議事進行は、当然この規則は委員会に提出されたものであるということをはっきり言ってくれと、こういう議事進行でございましたので、この規則は、今確かめましたら文教

消防常任協議会に出されておりますので、御報告しておきます。

吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 小山議員の御質問に答弁させていただきます。

1点目に議会関係の件でございますけども、他市町村の状況も参考にさしてもらいながら、やっぱり議会は議会の立場から御意見をいただくことも大事かというふうに考えて、そのようにしております。

それから、仮にでございますが、幼稚園問題を議論するのに当事者からのということのあたりはどうなってるかということでございますが、具体にはこれから、まあ言うたら教育委員会の方で検討いただくわけですから、その検討を待ちたいと思うんですが、考え方とすれば、例えば幼稚園問題を議論するというのでございましたら、当然保護者の立場からとかいうあたりの考え方、あるいは幼稚園現場からとか、そういったあたりはいわゆる委員の委嘱についての考え方としては持っております。

それから、何をもちょう重要な事項とするのかということにつきましてですが、先ほど幼稚園問題で例を挙げて、うち独特の問題もあるかと、そういうケースもあるかと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、これから先の幼稚園問題を議論していく中で、1つは全国的に今後の幼稚園教育のあり方につきまして、文部省の方も示しておりますけども、振興計画をつくっていけと。そういう中の1つに3歳児保育の問題がございます。現在、四、五歳児を措置しておりますが、3歳児保育をどう考えていくのかというのは、幼稚園の教育制度全般にかかわる問題でございますので、そういった意味で、そういう観点からこの重要な事項ということの中身を御理解いただいたらというふうに思います。

あわせて、他市の動きがどうかということでございますが、概略申し上げまして、ここ四、五年のスパンで見ましたら、教育問題に関する審議会を設置し審議されてる事項の1つは、幼稚園問題でございます。とりわけ幼稚園の3歳児保育の問題、適正規模、適正配置の問題、当然前提には公



教育の果たす役割というのが前提になってると。それと、多いのがいわゆる小学校区を今後どう考えていくのかと。比較的大きな市におきまして小学校区の問題が議論されてると。堺のように堺市教育の幼稚園から高校までのあり方をどうするかというのは、堺市ではそういうことで、府下的には特に多いのが幼稚園問題です。それはとりもなおさず全国的な文部省の動きがあるし、と同時に、課題としてある3歳児保育をどうするのかということが共通にあるからであろうと、このように考えております。

それから、会長の権限の部分でございますけども、ほかの審議会等とも比較しまして、特に会長の権限を強めたとか、そういうことはございません。当然審議委員は、委員としての責任あるいは権限において関連な審議をいただけるものと、このように考えております。

それから、審議経過の市民への返し方については、御意見として賜りたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 実際的な広報の御答弁をいただかなかったんですが、周知徹底ね。市民が傍聴できるためには市民に知らさないといけないんですが、現状の状態では市民が知り得ないんでね。その辺は新しい条例づくりですから、やっぱり改革ということで、この件についてはこうするんだということを盛り込んだ方がいいんじゃないでしょうか。そうすると、やはりいいことには見習っていくわけですから、我々の議会の方も実際の教育委員会の方も、やはりそういう市民のための広報、要するに開催前のお知らせですね、そういうことが進むのではないかなと思います。やっぱり市民参加とかいろいろ言うておるわけですから、そういうことはこの条例づくりの中ではぜひ考えていただきたいと。意見を聞いときますという、そういうことではちょっと困るんですけどね。

それから、他市を参考にしながら、幼稚園問題とか、これは私も中身がよくわからないんですが、説明を聞いたってね。何が一体3歳児問題になつたのかということもよくわかりませんが、現在の教育委員会という制度があって、そういうも

のを十分機能させればそういう問題にも対応できるのではないかなと。でない、やはりこういうものをつくれればそれだけ経費はかかるわけですから、そういう点でも今の制度の中でそれをもう少し運用、発展させてやるということも私は必要だと思います。

それから、議会が入つてことを他市町村を参考にしてと言われたんですね。これはどうなんですか。議会というのは行政の案が出てきたときに、修正も含めて本来きちっとやるのが機能としてあるわけですからね。行政が出してきたことは、それは否決が可決しかないんだというんじゃない、もっと議会の意見が入って、出された案がもっとよりよいものになるような出し方も考えていただきたいし、そういう点では事前に議会の声を審議の段階で聞くというのは、我々も審議がやりにくいわけですからね。恐らく議長が行くとか常任委員会の委員長が行くとかと、こうなるわけですから、そしたら理屈的には議会の代表の声を聞いてまっせということになっちゃうんでね。その辺は毅然と、あなた方は議会に出す場合には議会に、まないたの上へ出したような感じで十分修正もやってくださいというような出し方をしないと、議会としてもやっぱり審議する力も入らんわけですからね。

そういう点では、他市はそうやっておるかもわからんけれども、理屈に合わないことはこの際きちっとやめると、そういうことで議会の代表なり議会関係者は、行政が1つの案をつくる段階では一切参加していただかなくても結構ですと、それぐらいの毅然とした態度を持たないといけないんじゃないですか。他市がやつとるといというのは理由にならないですよ。合理性が全くないですよ。そういうことをぜひやってもらいたいと思います。

それから、会長の分も、これも前例倣いでやつとるんでしょうが、書いてあることは、これ会長しかできないんですよ、この文章を見とつたら。「会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め」とか、これ会長にしか権限がないわけですから、そういうことでは委員の何人かからあれば、それを議題として取り上げて審議するとか、そういうものは当然の内容として

私は含んでおかないといけないと思いますので、それはぜひやっていただかないと困ります。

さっきのこと、ちょっと答弁漏れもありますので、その辺をきちっと御答弁いただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 諮問事項等の周知方ということでございますけども、基本的には教育委員会の例に倣うということにしてあります。ただ、広報等どうだろうか、そういう提起をいただいておりますので、その点につきましては検討をさせていただきたいと、このように考えております。

それから、議会代表の部分でございますけども、いわば議員としての仕事を遂行される中で、いわゆる行政全般、教育等を含めて、いわゆる諮問事項について識見を有するというふうな判断のもとにお願いをいたすものでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） それはお願いをするものでございます。議員というのは議会で議論するという仕事、これが市民に選ばれた仕事ですよ。その議員が、行政が決定するまでの手続の中に入って、そら議員もいろんな識見を持っていますよ。その識見を生かす場は議会じゃないですか、議員は。それを行政が決定する前にそういう議会の代表なり議会の人を入れるというのは、個人として入るのは僕は構わんと思う、ある意味でね。特にこの中で教育にごつつ識見を持った人がおるといふんなら、それは入ってもいいと思いますけども、議会という1つの組織の代表なり委員長なりが入っていくというのは私はまずいと思うので、あなたの言うのはちょっと理解できませんよ。それは我々はやる場があるんですから、あなたが出したことを修正もできるわけですから、権限を持つわけですから、そういう点でその辺はやっぱりこの際毅然としてもらいたい。

それから、周知徹底する件も検討させていただきますという答弁ですが、大変ありがたい答弁ですがね。この条例が通ってしまうと、教育委員会の例に倣うということになっとるわけですから、教

育委員会は7日前に告示をして、あそこのだれも見ない掲示板に張ればいいということになるわけですからね。それはもう最低限ということで、この答弁は条例の条文と同じ意味を持つのは当たり前ですから、必ず市民がそういうことを知って、参加できるということを踏まえて運用していただくという理解でいいですね。

議会の件はちゃんと、もうちょっと私が納得するように答弁してください。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 議会の件ですけども、先ほど申し上げましたように、議員個々の識見に基づいて御参画を願うということでございます。教育委員会といたしましては、諮問事項についての一定のお願いをし、あとはそれぞれの立場から審議委員が御議論いただいて一定の答申をいただくわけですから、答申というのは、いわば1つの方向性を一定取りまとめたものということですから、そういうプロセスの中に議員としての……（小山広明君「議会と違うんやな、議員やな。どっちやねん、議会か議員か」と呼ぶ）市議会の中から御参画をいただく、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 議員だったら僕はいいと思うんですよ、ある意味でね。しかし、議会から代表するといったら、議会はその出ていく場合には個人の意見は基本的には言えないわけですからね。議会の声として言うということはある得ると思えますよ。だから、そういう諮問機関にそういう者が参加するあり方というのはおかしいと思えますよ。選ばれる主体は議会ですから、その方が個人的な意見を言うということは基本的には僕はできないと思うんですよ。しかし、議員ということで委員に入るのであれば、それは議員個人の考え方を言ってもいいと思えますよ。だから、その位置づけは、やはり議会の審議権の問題も含めて大変重要ですからね。大げさに言うたら憲法違反のおそれもあると思えますよ、そういう組織のつくり方というのはね。

そういう点で、あなたのはどっち、議会だったら私は納得できないし、議員であれば、それは個

人だからいいのかなと思いますので、その辺ははっきりしといてくださいよ。

〔北出寧啓君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 審議会に議員が入るかどうかという問題は、泉南市にはもっと数々の審議会がございますし、これはこの問題の審議会に関して内規によって検討していただいて、小山議員の問題提起も一定は考えなきゃならないんですけども、それは別の大きな枠組みで議論していただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 小山君の意見は意見として、教育委員会は教育委員会の方針を述べてください。

ほかにございませんか。

〔小山広明君「教育委員会、はっきりしてよ、それだけは」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） それはあなたの意見ですかね。

〔小山広明君「言って、議事進行が入って、あなたにどっちかきっちり聞いとるんだから」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 再度の御質問にお答えさせていただきます。

議会の方から参画をいただくということでございますけども、当然審議委員としては一審議委員としての責任と判断で御意見をいただくことになると、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 今の教育問題審議会条例については、吉野さんは大変重要な発言をしますので、教育委員会の諮問に応じ識見を有するというんですけど、適正規模、適正配置、小学校区、それから幼稚園3歳児、少子化社会と、こういう問題を言うてますので、私はこの幼稚園条例の諮問ということは、少子化社会、子供たちが少なくなる。だから、いわゆる幼稚園の統廃合問題について、新たにこの審議会条例をつくって、この中で統廃合問題を検討すると、ずばりそういうことなのかと。そうであるならば、識見を有するという問題も非常に微妙な問題、識見を有する人はだれかということもまた論議しなきゃならないです

ので、まずこれは、はっきり言うて幼稚園の統廃合についてのことをやるために条例を提案したということなのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど申し上げましたのは、1つの具体的事例ということで申し上げただけでございます、今お願いしておりますのは、教育問題に関する審議会を置きたいと、つくっていききたいと、こういうことでございます。

それから、そのことがちょっとわかりにくいということでしたので、当然教育委員会の方にお諮りしてということになりますけども、教育委員会といたしましては、幼稚園の今後のあり方について一定諮問していききたいと。その幼稚園の諮問事項の中の1つに適正規模、適正配置の問題というのは、当然というんか諮問事項の1つとして考えております。そのことがどう議論されていくのかということにつきましては、それは審議会の中でお願いをすることになるかというふうに考えます。

これから、今後の幼稚園教育を展望していく上で、教育の中身そのもののあり方の問題が1つ、それからこれから公立幼稚園がどんな役割を社会的に求められているのかというあたりを1つは方向づけをしていきたいというのがまず大前提です。次に、適正規模、適正配置というのは現状でいいのかどうかというあたりの御議論をいただくと。それから、3点目は、申し上げましたように3歳児保育の問題。

全国的に見ますと、まずは文部省がとった措置というのは希望する5歳児をすべてと、これが一番初期的、第1次の振興計画だと思えます。第2次の振興計画で、希望する4歳児をすべて入園するような方向で行けと。今般第3次ということで、希望する3歳児の保育について、目標値とすれば、希望する者についてはその門戸を開けというのが現在の方向性でございますし、3歳児保育のニーズも諸調査を見ると、随分この間3歳児保育を幼稚園でというニーズも、これはうちの市に限らず非常にあるかと思えます。そういった意味で3歳児の保育のあり方について御審議を願うと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） それから、小学校のいわゆる校区の適正規模ということもちらっとおっしゃったんですけど、これは小学校の統廃合も諮問の中に入る可能性もあると、そういうこともあり得るんですか。小学校のいわゆる統廃合も考える、諮問になると。校区のことを言いましたからね、12校区には適正……。今の小学校は少子化社会で、大阪府教育委員会は小学校の定員をいろいろ考えとるようなんですけど、その小学校区を適正に改めてそういう統廃合を考えるとあるんですけど、この小学校の統廃合もあわせて諮問に応じるということですか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 1つは、先ほど府下の状況がどうかと、こういった課題が諮問に付されてるかということで、例えば幼稚園のケースもあれば、小学校のケースもあると、こういうふうに申し上げたわけです。

それから、基本的にはこういった方向性をとるかということは審議会で御議論いただくわけですけども、幼稚園における適正規模、適正配置の問題を一定審議していただくということは、関連として小学校区の今後のあり方にも言及されるのではなからうかと、こういうふうに考えております。

あくまでも今般の諮問というのは、幼稚園教育のあり方についてでございますので、直接的に小学校の統廃合とかいうあたりの方向性については、いわゆる答申としては出ないと、このように考えてます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） そうすると、小学校の統廃合については出ないけど、幼稚園の統廃合問題については諮問の中で出てくるということですか。

それと、もう1つ、非常に重要な問題、識見を有する者ということになると、幼稚園問題やったら私は、幼稚園児を抱えてる親、それからPTA関係、識見というのは区長とか自治会長とかいろいろあるんですけど、少なくともいつも市が選ぶのは現場のいわゆる教育関係者とか、それから親御さん、子供たちをほんとに育ててるそういう現場関係者の人を、やはり総体で20名だったら半

数はそういう現場の意見を十分に吸収できるような、審議するときはそういう委員会に私はすべきじゃないかと思うんです。

その点で、この諮問は統廃合について諮問を出すのか、それから識見を有する中には、現場の教育関係者、それから幼稚園の親御さんをきちっと選ぶのか、そういうふうに構成されて諮問を出されるのか。それはここでちゃんと聞いとかなとあかんでしょう。どうですか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほども御答弁申し上げましたように、非常に重要な要素としてあるのは、公立幼稚園がかつて果たしてきた役割、それから今後の果たす役割というのが、中身の問題としてまずは御審議いただくものと考えております。

今後の公立幼稚園のあり方についての方向づけが一定なされた段階で、では適正規模、適正配置のあり方は現状でいいのかどうかと、この問題が出てくるかと思えますし、今後のあり方には3歳児の保育の問題を抜きにはできないということですから、適正規模、適正配置について、現状でいいのかどうかという御議論はいただくことになるかと思えます。

それから、審議委員の構成につきましてですが、先ほど申し上げましたように、当然教育現場、幼稚園現場でまあ言うたら直接教育に当たっておられる方、あるいは現在幼稚園に子供さんを預ける立場、こういったあたりにつきましては、先ほども申し上げましたように、率そのものにつきましてはちょっとこの場でどうのこうのと言えませんが、広い意味の当事者というんですか、そういうあたりの意見を十分出していただくということにつきましては、審議委員をお願いする場合に考えていきたいと、このように思っております。

議長（嶋本五男君） 成田君。  
14番（成田政彦君） すると、今後の泉南市における教育の体制の問題、これは非常に大きな問題であって、幼稚園の統廃合、これは具体的にどこが統廃合になるかという問題も出てくるし、職員の適正配置もあるし、予算の問題もあるし、今後これが小学校の統廃合に結びつくとすると、単

なる審議会条例でなくて、これは泉南市の教育の将来にかかわる問題ですので、再度聞く。

それは、幼稚園の統廃合について諮問をするんですけど、具体的に統廃合という結論をこれを出すという、これをつくって、幼稚園のやつについてはここで結論を出すと、こういうことは今回この条例をつくって、今回に限っては幼稚園については統廃合の結論を出そうと、教育委員会ではそういうことを所期の目的としてやろうということですか。それで最後にする。統廃合の結論を出すと、これで。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） そのあたりにつきましては、まさしく審議をお願いするわけございまして、私は審議委員ではございませんので、結論ありきということではなくて、基本的には審議委員会の方に御審議をいただいと、このように考えております。

ですから、審議状況の煮詰まりぐあい等々もあるかと思うんですけども、他市町等のこの件に関する答申等を見させていただきますと、方向性の提示というようなところが多いようです。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。まとめてください。

14番（成田政彦君） 最後に市長にお伺いしますが、方向性の提示ということは、統廃合の問題はこれは予算の問題を伴うし、住民の声があくまでも統廃合に反対だと、そういう意見も当然あると思うし、行政としては非常に住民の意見を反映するというので、委員会条例ですから、これを尊重して、統廃合が出たらそれで行くと。それとも住民の意見を十分尊重して、仮に出たとしたら、それはそれでさらに大きく意見を聞いていくのか、その点、市長に最後にお伺いします。

〔成田政彦君「教育長に聞くわ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほどから成田議員さんからの御質問で、吉野部長がお答えをいたしておりますけれども、先ほどから統廃合、統廃合と申されておるんですけども、統廃合を諮問の課題として挙げるということではなくて、あくまで適正規模、適正配置ということ。その項目といたしま

しても、現在の幼稚園教育のあり方ということ、この辺のこと、あるいは3歳保育、この辺のところも、今就学前の教育というのが大変大事だということで、本市の公立幼稚園では四、五歳児の受け入れということになってございますけれども、この辺を公立でも3歳児はどうなのかということも一度検討してみようと、こういう方向性。

当然そういったことから、今の本市の幼稚園条例というところもさわっていかなくてはいかん。これも国レベル、あるいは都道府県のレベルで大きく変換をしていくという、その方向性の中で教育委員会としても種々検討を加えてはおりますけれども、広く御審議をいただいと、その辺のところの方向性を見きわめた上で、行政といたしましても、その答申を受けた段階でのいろんな行政の具体的なことをやってまいろうと、このように考えておるわけでございます。

最終的にどういう結論が出るかということ、今この場で条例自体、これを上程させていただいておりますけれども、メンバー構成とか、そういったところもまだ細かく詰めていかなくてはいかん部分もたくさんございます。先ほど吉野部長の方からもる説明をさせていただいておりますけれども、また皆様方からのいろんな御意見をちょうだいいたしております。その辺も参考にしながら今後進めさせていただきたいなと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 今までの議論をお聞きいたしまして、今後審議会をつくって議論するのが適正規模の問題、あるいは三、四歳児教育という問題、それと、その中でやっぱり考えていただきたいと思うのは、今小学校1年生の学級崩壊というのがかなり発生してきております。これと幼稚園教育の問題ということが、やっぱり1つの連結されて論議されなきゃならないと。その点をちょっと確認しておいていただきたい。ちょっと答弁お願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 議員御指摘のように、いわゆる小1プロブレムということに象徴さ

れますように、単なる学級崩壊とはちょっと中身の異なった状況が1年生の中にあるということにつきましては承知しておりますし、いわゆる教育や保育の中身のつながりも含めて、幼と小のいわゆる段差解消ということが今大きな教育課題になっておりますので、各歳児別の保育内容のあり方の論議の中で、小学校との関係をどうしていくのかというのは、当然課題として出てくるのではないかと考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それと、やっぱり本市は4歳、5歳児教育というのが、樽井幼稚園で泉州においても歴史的にかなり早い段階、戦後過程ですぐ出てきておりますから、そういう意味で強固な伝統を持っております。

現行で私立幼稚園というのは、3歳児、4歳児、5歳児教育をもう展開しておりますので、公立幼稚園の先生にしても、やっぱりそこのいい意味での競争の中で三、四歳児教育は展開すべきであるというふうに考えていらっしゃる方も結構ふえてらっしゃると思いますね。その点で、やっぱりこれはもっと早い時期に立ち上げるべきではなかったのかなと思います。それは教育委員会としても反省もしていただきたいと思います。

それと、もう1点、そもそもこれは文部省と厚生省の関係で保育所、幼稚園という、一時期は厚生省と文部省が一体化しようかというふうなこともあったと思うんですけども、ただ議論はちょっと離れてきてるのではないかと。文部省は文部省で3歳児教育へ入っていくというふうな考えているんじゃないかと思うんですけども、その点について若干御説明いただきたい。

それと、識見ということで、余り細かい議論はしませんけれども、市外からも例えば大学教授とかもやっぱり採用されるのか。とりわけ本市の審議委員というのは重なってる場合が多いので、やっぱり本来できれば1審議会1人ということで、これからも多くても2つの審議会ぐらいにとめるべきであって、重複、3重、4重ということはやめていただきたいと思いますので、そういう意味での市外からの有識者も当然考えていらっしゃると思うんですけども、その辺ちょっとお伺いいた

します。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 初めに、保育所と幼稚園の問題ですけれども、何か一時期御指摘のように所管を超えてというような状況もあったかと思いますが、例えば幼稚園の教育要領の改訂等を見ますと、それぞれの措置目的というのは違っておるけれども、同じ就学前の保育教育にかかわるという意味でいえば、中身の問題としては非常に関連性があるわけですから、あるいは片や保護者が自分の保育ニーズに応じて選択をしていく、そういった状況をきちっとつくっていくという意味でもありますけれども、いずれにしろ本市におきましても、所管は違いますが、保育所と幼稚園を抱えておるわけですから、その中身の連携についても一定議論になろうかと思っております。

それから、学識経験者につきましてですけども、議員御指摘のように市内に限定せず、広く学識経験者については考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それと、教育の適正規模ということで、これは当然いろんな時代の流れがありますから、人口の盛衰もありますから、それは判断していただかなきゃならないとも、それは思います。

それと、もう1つは、実際教育予算というのは、うちは全国平均値よりもかなり低いということがありますので、その枠の中での小学校、中学校への割合がかなり乏しいということも明らかですし、全体を見据えながら、市財政の枠組みの中あるいは教育予算の枠組みの中、そういうのを公正、公平な形でやっぱり有効に効率的に運用するという判断をきちっと守っていただきたいと。

以上、要請して終わりたいと思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今、るる御答弁を聞いておまして、私ちょっとよくわからないんですが、というのはこの条例のまず表題なんですね。教育問題、それから所掌事務で教育行政における新たな課題等の重要事項についてと。今、皆さんの質問に答えて御答弁をいただいておりますと、1つ

の例として、今当面の緊急課題ですね。これは13年までに1つ結論づけなあかん3歳児保育の問題、そういうものがあるので、多分これは1つの具体例として、教育行政の中の当面する緊急課題といえますか、喫緊の課題についてお示しをいただいたというふうに理解をしておるんです。

ところが、この教育問題、幼稚園教育のあり方1つを論議するについても、中身について公立幼稚園の果たしてきた過去の歴史的な役割、それから適正規模、配置の問題、それから園区——園の区域ですね——にもかかわってくると、こういうような問題を言われて、さらにそれから小学校区にもかかわる問題、これも当然惹起するだろうと。それから、3歳児保育の問題。

教育問題ですから、幼児教育1つとってみても非常に間口が広いし、奥行きも。これ1つ論議するだけでも、3歳児保育を1つ論議するだけでも、大変な時間と幅の広い論議が必要になってくるだろうと、こういうふうに思うんですよ。保育所との関係ね。厚生省と文部省の事務分掌の関係で、これも論議せないかん。保育所をどうするんだ、これも抜きに話できませんからね。

そういうふうになってきますと、私は従来、校区の問題1つとってみても、校区審議会ということと問題別の審議会を1つつくって、そこで奥深く、また間口も広く御論議をいただいた。そしてその関係の委員さんについても、識見のある卓越したそういう考え方をお持ちの方を選んでいったと、こういうことでやってきたと思うんですね。非常に教育行政ということで漠と大きく構えられるよりも、例えば他市では大体問題別でこの審議会を開いて、そして事が終わればその審議会は解散する。また、新たな問題で審議会を開く。そういうことになれば市民も非常に関心も深い、周知方も徹底するだろうと。

先ほど周知方の問題について議員から意見がありましたけれども、それは考えるというふうにお答えにはなっておりますけれど、やっぱり教育委員会がこういう審議会を設置して、その問題について深く幅広く論議をしていくんだと。その都度問題別で提起をされた方が非常にいいんではないかなと、こういうふうに思うんですが、その辺は

過去そういう校区審議会というので問題別に審議会を持ってきたと。こういうことをなぜ今回はとられずに、こういう幅の広い漠とした、非常に一般的なそういう審議会の提起のあり方をされたのか、その辺お聞きをしないと、この点だけです。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。  
教育指導部長（吉野木男君） 和気議員の御質問にお答えさせていただきます。

条例の名称には、教育問題審議会と非常に間口の広い表現をしております。具体的中身からいいますと、先生おっしゃるように、教育という概念の中でさまざまな課題がございます。今般はその中で幼稚園問題について審議をいただくということですから、審議会の運用実態とすれば、先生おっしゃるように校区審議会ですか、実際の審議実態からすれば、1つのテーマに基づいて一定御議論をいただいて答申をいただくということですから、同じことになるのではなからうかというふうに思います。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） それで、任務が終われば解消すると。それならば、市民の皆さんに教育委員会が今こういう問題に関心があると。委員さんだけではなくて、ここに指名されるというか選ばれる委員さんだけではなくて、やはり市民全体、対外的に教育委員会はこういう問題を今教育上重要な課題として考えているんだと、こういうことでその都度審議会を持ち、そして審議会のあり方についてもいわゆる外に問うていくと、こういうことでやられた方が、従来のようなやり方の方が非常に市民も、もういつでもあるんだというような審議会ではなくて、その都度これが問題なんだと、これが課題なんだと、こういうことで教育委員会が考えていると、そういうことを対外的にも明らかにしていくということをやりにながら、市民の関心呼び覚ましながら事を進めていく。

教育というのは、それだけ市民全体に非常に関心の深い、かわり深い問題だというふうに思いますので、従来のようなやり方をなぜとられなかったのかと。同じではないと思うんですよ。そこから、今言われたような答弁であれば、問題別に

他市でもやっているような、そして従来泉南市でもやってきたような問題別の審議会をなぜやらなかったのか、こういうふうに思うんですよ。その辺ちょっとお答えになってないんで、今回あえてこういう間口の広い教育行政全般と、こういうふうにされた意味、これをもう一度お聞かせをいただきたい。それが私の聞きたいことです。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 教育全般というふうにさしていただいたのは、先ほども申し上げましたように、何も学校教育に限らず、社会教育、生涯学習の分野でもこれからいろんな取り組むべき方向性についての御議論をいただく課題というのはたくさんあるかと思えます。そういった意味でいえば、個々の例えば幼稚園の問題を御審議いただくということであれば、すぐれてそのことは小学校との関連性がどうなのかというあたりのこともございますので、いわゆる教育の節目節目で方向づけをするための審議会を設けたいということで、特定の領域に絞らず教育問題審議会という教育全体の議論ができる審議会として設置をし、具体にはその時々的重要事項あるいは検討事項について諮問し、検討を願うと、このように考えております。

それから、諮問事項につきましては、あくまでも先ほど現段階での素案ということで、1つはこれから先の公立幼稚園の役割が1点、それから適正規模、適正配置が2点目、3点目に3歳児保育、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私の質問のやり方が悪いのかもわかりませんが、ちょっと角度を変えてお伺いしたいと思うんですが、例えばこの審議会は1つですよ。2つも3つもおつくりになりませんか。教育の問題に関しての審議会、1つですね。

それじゃ、例えば今、教育の問題では先ほどちょっと意見が出ておったように思うんですが、幼稚園の問題、これは13年までに待たなしの課題が1つありますから、早急に教育委員会としては結論をお出しにならなあかん。市民の意見もお

聞きになってやられると、これは了なんですよ。

じゃ、それだけかといいますと、そうじゃないでしょう。先ほど統廃合の問題もあるやないかと、あるいは荒れの問題もあるやないかと、小学校から荒れはあらわれてるやないかと、幼稚園との関連も抜きにできないやないかと、どないするんやと。そういうソフトな面、あるいは今回の議会でも問題になりました学校教育施設、給食センターやいわゆる危険老朽校舎の問題とか、そういう問題なんかについても、これは教育行政を進めていく上で、1つはやっぱり市民の意見も聞いていくと。緊急、喫緊な課題を順位をつけていく上で、一定市民の意見も聞かれると。

こういう問題は、そしたらここで審議している間、幼稚園教育を審議している間どないなるんや。まだ泉南市には識見者ようけありますよ、その問題ではまた別個に識見を有する人。そやから、問題別の課題で審議会をつくれれば、またこの問題でも1つ審議会をつくれると。こういうことで問題ごとに審議会をつくれれば、これはやっていけるんじゃないかなというふうに思うんですが、これはちょっと考え方が私おかしいですか。ちょっとその辺はよくわからないんです。

1つに漠としてしまいますとね、そら確かに諮問の目的は1つやけれど、諮問を2つやられるんですか。会長は1人ですよ。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど申し上げましたように、審議会という位置づけですから、緊急避難的などか緊急対応的な部分というのは、これはまた別途の対応があるかと思うんですけども、審議会に付す事項でございますので、どちらかといえば1つの課題の広さ、それから今後の方向性を明らかにしていかなければならない課題、そういったあたりを一つ一つ解決をしていきたいと、このような考えであります。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君）ほんとに私、頭が悪いんで申しわけありません。例えば、幼稚園の問題でも最初冒頭に聞きましたように、歴史的な過去の役割から、3歳児保育の問題から、園区の問題から、これは小学校区にもかかわる問題だと。適正



配置の問題からいろいろ出てくるわけでしょう。それで、いわゆる幼稚園問題で諮問しても、専門部会もつくって、それぞれの課題別にまた専門的に調査、審議をしていただかないかん、こういうことになりますよね。

だから、1つの課題にやっぱり幼稚園の教育のあり方と、公立幼稚園教育のあり方と、こういうことに絞られるわけでしょう。そしたら、今荒れの問題や施設整備の問題やということで課題山積しているということは、この3月議会、6月議会、今議会通じて明らかになっているわけですから、1つはそんな問題の市民的な衆知を集めて御意見をいただくための会議は、問題別に絞ればそういうことができるわけやけれども、こうやって教育問題ということで審議会を1つだけ立ち上がらせるということになりますと、それはできないでしょうというふうに言ってるんです。

そやから、泉南市にはいろいろ識見を持っている方が幅広くおられるわけですから、それぞれの課題ごとに審議会をおつくりになるということの方が、従来型の方がいいのではないかと。他市でも、例えば佐野でも先ほど御紹介ありましたように泉佐野市立幼稚園教育問題審議会条例、こうなってるんですね。ほかの例はどうですか。やっぱりこういう大きな問題を漠と——漠というたらごめんなさい。幅広い問題で間口の広い教育の問題を全部審議するような審議会という名称になってる、いわゆる所掌事務もそういうことになっているんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 先ほど申し上げましたように、ここ近々で府下的にこういった審議会を置いて、1つの課題を設けて審議……（和気豊君「それはええよ、従来うちがしてるものやろ」と呼ぶ）はい。ですから、比較的うちのようなスタイルの審議会と個別課題の審議会、個別課題ということで言いましたら、ほとんどが幼稚園問題ですけども、それはそれぞれの市町村によっていろいろでございます。

〔和気 豊君「その前に聞いてることがあるやん、大事なこと。最後のところだけ答弁したらあかんがな」と呼ぶ〕

教育指導部長（吉野木男君） 説明が不十分で申しわけございません。今般の条例にうたっておりますように、教育問題審議会という名称を冠しておりますが、1つの諮問事項があって、それでそのことについての審議が行われ、答申が出た段階で、それは一たんそこで終止符を打ちますから、その時点でまた新たな審議に付すべき課題があれば、そのことについて今度は幼稚園問題ではない問題について審議会の立ち上げというのは、当然審議会の構成というのは考えております。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕  
議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） たしか私以前、議会の教育の関係の委員会に所属をしてました。新家東小学校ができたときに、従来の新家小学校との校区問題、これを論議したときかなり意見が出まして、そのことだけで四、五回やっぱり委員会を持ちましたし、皆さんお忙しい方ですから、1カ月に一度、6カ月ぐらいは審議が持たれたんではないかなというふうに思うんですよ。

自動的に消滅したら、また次のやつをやっていくんやということですが、今言われた教育の問題ですね、私は専門部会を開いて本当に父母の立場、子供たちの立場に立って、ほんとに突っ込んだ論議を展開していかなあかんと。教育委員会の意図もそういうことだろうというふうに思います。かなりやっぱり時間もかかるだろうと、こういうふうに思うんです。

しかし、ほかの課題、まさに命にかかわる問題、衛生、子供たちの荒れにかかわる問題、この時期において子供たちの教育の時期をちゃんと教育委員会として保障していただけるときというのはないわけですから、次年度にこの問題を解決するというようなことにはなれへんわけですから、その都度その都度子供たちがその年齢に応じた教育を受けなければならないわけですから、そういう点ではやっぱりもう待たなしたんですよ。そういう点では問題別にやった方が、同時に幼稚園問題でもやってる、同時に公立義務教育の問題でも、ソフトの問題、それからハードの問題、これもあわせてやっていると、こういうことは問題別にした方ができるんじゃないかというふうに思うんで

す。

これやったら、これが1つ論議が終わって、答申が出て、それから再度次のやつをやるということになるわけでしょう、これでいけばね。そやから、問題別の方がいいんじゃないかという話をしてるんですよ。もう一度お答えください。もう最後ですから。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 確かに和気議員御指摘のようにさまざまな教育課題があるわけでございますけども、やっぱり審議会に付していくというのは、これからの方向性を早急に制度的な意味も含めて明らかにしていけないかと、こういったものをおおむね審議会の方に付していくのではなからうかと思ひます。

ですから、当然荒れの問題もあるわけですが、いわゆる荒れの問題ということは、ある面では1つは就学前段階のいわゆる自我の芽生える時期の問題も関連がございますし、荒れの問題を考えるとすれば、やっぱり小・中学校の教育全体のあり方がどうなのかという物差しの中で荒れの問題を考えていくと、こういったことになるかと考えますので、教育委員会といたしましては、そういった事項について1つ1つ課題解決へ向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——  
——小山君。

2番（小山広明君） 議案第2号の泉南市教育問題審議会条例の制定について、反対の立場から意見を申し上げさせていただきます。

課題としては大変大きな課題でありますし、今議論をいろいろやりましたが、象徴的にあるのはやはり議会から委員が出るということに私はあると思ひます。このことは教育の問題として大変専門的なことが要求されるのではないかと、議論を聞いて思ひます。そういうときに議会というようなものを審議会の中に入れて、その審議を待って行政の案として議会に上程されるというのが、議会に反映されるということになりますと、やはり権力のある議会がそこに審議段階で入った

ということで、議会の審議権そのものにも私は大きな影響を与えたいと思ひます。

あくまでも技術的な、専門的な、そういうこととしてこの審議会が教育委員会の業務に反映するというのであれば、それなりに意味はあると思ひますけれども、残念ながら、意見は聞きましたよということで教育委員会が出してくる施策に対して文句が言えないような、言わせないような、そういう意図を感じざるを得ません。

もっと教育委員会の機能を充実させ、また行政の機能をもっとフルに充実させて、市民の意見なり専門家の意見を十分聞いた上で、そして議会に出すときには、やはり1つの案として、議会が議会の立場でその案に一定の修正なり改良が加えられるような、そういう提案の仕方をしていくなれば、議会としても責任を持って審議をし、よりよい施策を決定していけるのではないかと。そういうようにこれからはしていかなければならないと思ひますが、またそろそろこういう審議会方式、意見を聞きましたよということでシャンシャンと決まってくというあり方では、現在の混迷した教育の問題を私は解決できないのではないかと。あくまでも個人という一人一人が生きている、そういうところに根差してやらなければならない新しい課題に入った教育問題について、従来の手法で解決はできない。そういうことから反対せざるを得ません。そういうことで議員の皆さんの御賛同をよろしくお願ひをいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——成田君。

14番（成田政彦君） 私は幼稚園教育全体の立場でこの審議会条例がつくられることは当然いいことだと思ひます。しかし、この教育問題審議会条例において、特に統廃合の問題において地域住民の声を十分に踏まえた上で、この審議会のことをきちっとその問題が出るときはやるべきだと思ひます。私は意見を付して討論としたいと思ひます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明7日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明7日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会とします。

午後5時56分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 西 浦 修

大阪府泉南市議会議員 林 治